



明治天皇皇后行路所及被服倉庫御立野附近地圖
第四十四圖
(陸測部萬五千分一地圖)

焼を免れしめ得たるは不幸中の幸と云ふべく爾後寺院當局に於て之が修復に鋭意盡力したる結果舊狀に近き状態に復舊せり。庫裡焼失の結果御通過の廊下及び侍從以下供奉員に割宛られし室等は唯記録圖面上にて窺ひ得るに過ぎず。但玄關御車寄は火を免れしも庫裡新築に際し取毀てり。本堂及山門はもとより行幸當時の建築なり。御駐輦當日の御模様を顧るに八日早旦岡山縣和氣郡三石の行在所を御發輦ありし車駕は、午前七時早くも本縣管内に進御あり、或は御馬車或は御馬に召され播備の國境を爲す山岳地帯の羊腸たる



第五十五圖 本徳寺本堂

嶮路を御通過遊され西播の平野に入り千種揖保の二川を御渡渉あり、御小休所を經る事六ヶ所にして午後四時四十五分當行在所に御安著遊されたり。是日の御行程實に十里三十一丁なり。御著輦の上姫路營所第八旅團長岡澤少將以下營所詰將校天機伺に參上せるを班に隨ひて謁を賜はれり。又是日、西四辻侍從を沿道の古蹟見分のため差遣あらせられたるが赤穂郡假屋なる大石良雄の居地並びに飾磨郡書寫山圓教寺を視察し歸奏する所ありき。^(註)

翌九日は午前六時四十分早くも御

馬車にて御發輦あり。之に先立ち特旨を以て本徳寺住職大谷勝珍に謁を賜ひ行在所御用の御手當として金一封並びに紅白縮緬二疋を御下賜相成たり。車駕は市街を経て姫路城内練兵場に著御、諸兵既に列を整へ指揮官は場門に奉迎す。之より直ちに觀兵式を天覽遊され、畢つて午前七時十四分御發輦、東へ御車を進め給ひ、市川は假橋を越えさせられ、午前八時御國野村御着なる御小休所延命寺に著御あらせられたり。

當時御使用の御品中現に傳はれるもの次の如し。御厠及び御浴室は梅の間の北東に接して設備せられしも後他に移轉し失はれてなし。御座所及二の間四隅の柱に上下二段に釣鏝の打附けしを存す。又行在所と墨書せる建札一枚は御下賜品目録御下賜金包紙及御下賜の縮緬にて製したる打敷と共に寺寶として傳へ藏せり。

境内に記念碑あり。碑文に曰く

(表) 行在所

(合座正面) 明治十八年夏車駕幸山陽道還幸之途次八月八日駐蹕於本院參議伊藤博文侍從廣

幡忠朝等扈從焉、越九日黎明賜謁勝珍併寵賜紅白縮緬及金圓本院之榮極矣、後本院資該下賜品謹製打敷以寶藏之、今茲信徒山本瀧太郎請建碑於院內以永記
皇恩之渥豫深贊此舉乃叙一言

大正三年五月

本願寺十七世 勝 珍 謹 誌

尚御膳水は市内相生町谷村又四郎宅内の井戸を以て御用に供せり。今その邸宅と共に失はれ御膳水と墨書せる木札(竪一尺一寸五分 幅三寸七分)谷村家に傳へ藏せらる。

昭和八年十一月二日史蹟名勝天然紀念物保存法に依り御座所敷地七十六坪四合五勺は史蹟として文部大臣の指定を受け標石及注意札を建設せり。

【註】 西巡日乗ニ曰ク

本日西四辻侍從歸奏スル所左ノ如シ

大石良雄ノ居地赤穂郡假屋町ニ在リ。門堞依然瓦紋其家ノ章ニツバヲ彫ス。元祿初年ノ構造ニ係ルト云フ。垂絲櫻一株圍三尺高サ一丈餘相傳ヘテ良雄ノ手植トナス。行人皆遺愛ヲ撫ス。土俗街名ヲ稱セズ皆忠臣町ト呼ブ。淺野長矩一朝ノ怒リ讎ヲ遺臣百世ノ名ヲ成サシム。明治二年車駕東幸ニ際シ特ニ辨事ヲ遣ハシテ其泉岳寺ノ墳墓ヲ祭ラ

シメ金幣ヲ賜フ。此行又侍從命ヲ受ケテ其遺蹟ヲ弔ス。嗚呼良雄等死後ノ榮何ヲ以テ焉ニ加ヘン。

書寫山。姫路ヲ距ル一里強、飾西郡ニ屬ス。諸山連互起伏ノ中ニアリテ特リ巍然トシテ雲際ニ屹立シ、山勢北ニ走ル。峯峻ニシテ路峻ナリ。攀躋十八丁、稍ク其巔ニ達ス。老樹鬱森、嵐翠滴ルガ如ク、炎熱頓ニ消ス。梵刹アリ、天台宗圓教寺ト云フ。如意輪觀音ヲ安置ス。性空上人ノ開基、永延二年ノ創建ナリ。講堂、常行堂、食堂等現ニ存スルモノ、凡十字アリト云フ。後白河天皇法體御像アリ、木製、丈一尺二寸許、後醍醐天皇靈牌及ビ宸翰行書額、後陽成天皇宸筆草書額、後白河天皇宸筆掛札、成興寺宮眞性書掛札、皆歸依ヲ表シ賜フ所ト云フ。惜ムラクハ黄昏共靈祕ヲ悉ス能ハズ。低徊之ヲ久シウシテ去ル。山麓坂本村、延元元年三月、新田義貞ノ部將江田行義、大館氏明等兵ニ將トシテ、賊將赤松則村ヲ撃テ之レヲ走ラス、即チ此所。坂本城ハ赤松滿祐ノ築造ニ係ル、今ニ至リテ往々其斷礎片瓦ヲ見ルコトアリ。

明治天皇姫路偕行社行在所

〔圖版第卅一―第卅四〕

姫路市本町番外一、第十師團姫路偕行社内ニあり、姫路驛の北十町に當る。明治三十六年十一月、播州平野に於て、明治天皇御統裁の下に行はれたる陸軍特別大演習終了後、十六日、姫路城北練兵場に於て、觀兵式を御舉行遊され、行幸ありし際、御小休あらせられ、越えて四十四年十一月、九州久留米地方に於ける陸軍特別大演習御統裁のため、御西下遊されし砌、八日夜及十七日夜の兩度、御駐泊あらせられし處なり。

御座所は偕行社々屋の一部にして現存せり。即本館の西南に位置し、別棟をなし、廊を以て連る。木造平屋建、瓦葺の洋風建築にして、御座所たりし室は廣さ十三坪の廣間にして、東壁に三、西壁に二の窓を開き、南は幅八尺の出窓となれり。西壁には中央に暖爐あり、暖爐上には、豎六尺幅三尺の鏡を掛く。北側は二室に隣し、その各と扉を以て通ぜり。室中央には硝子製の美麗なるシャンデリヤあり。是等室内の状態は、御駐泊當時と殆ど變る事なく、數物、窓掛に到る迄御使用ありしもの

をその儘傳へ來たれり。但し電燈設備は後補にして當時は蠟燭を御使用ありしと云ふ。御召替室及控室に御使用ありし室は三室ありて北側に隣し何れも舊態を存す。北側には御厠も現存す。

抑姫路偕行社は明治九年姫路在勤將校が相謀り兵學研磨の目的を以て研究会なるものを起し、西南の變に會して一時中止されし後、十一年八月に到り復活して山陽博交社と稱せしものに濫觴を發し十五年東京偕行社と合併して現在の名稱に改められしものにして創立當時は姫路市櫻町陸軍用地を借り民間家屋を修繕せしものをこゝに建築して社屋とせしが、その後歩兵第十聯隊將校集會所に移り、明治三十六年に到つて時勢の進歩、社員増加に促され社屋新築の必要に迫られ洋館造に改築、同年四月二十九日その落成を見たり。偶同年六月四日皇太子嘉仁親王當地に行啓遊さるゝに際し、新築の社屋は御小休所となるの光榮に浴せり。然るに同年秋當地方にて行はるゝ大演習に際して當社は行幸を迎へ御小休所たるべき事に御内定を見たるを以て増築の必要を認め工を起し、十月二十五日落成を告げたり。是前述の御座所及附屬の室より成る別館建物に他ならず。かくし

て御小休所となり、更に後年行在所たるの光榮に浴したるなり。其の後、本館は大正二年増築の工を加へられ舊狀變更せるも別館は行幸記念の建物として保存せられ今日に到れり。現在は貴賓室として使用し特に保存の方法は講ぜられず。

行幸當時の御模様を顧るに、明治三十六年十一月十六日姫路城北練兵場に於て觀兵式舉行並びに姫路被服倉庫内にて御賜宴の爲、午前七時二十分大本營舞子有栖川宮御別邸を御出門あり、同三十分舞子假驛御發の列車にて姫路へ向はせ給ひ八時三十五分姫路驛著御、それより御馬車にて同四十五分本御小休所へ御著あらせられたり。而して九時十五分迄御小休遊されて後御發輦、城北練兵場に臨御觀兵式を行はせ給ひ、十一時三十分當所に還御遊され午後一時三十分迄宸憩遊されたり。此の間酒井伯爵永田伴正近藤薫及姫路市長大塚武官に賜を給ひ酒井伯爵の献上せる友金刀一振、川村第十師團長の献上せる泥龜一籠を御嘉納遊されたり。御晝餐を聞召されし後定刻到つて御發輦、御賜宴會場に臨御あり、同一時五十分御退場、二時姫路發の列車に乗御遊され大本營へ還御遊されたり。

明治四十四年十一月久留米地方に於ける陸軍特別大演習御統裁のため行幸仰

出されし 天皇には七日東京御發輦同日静岡御用邸に御駐泊遊されしが八日午



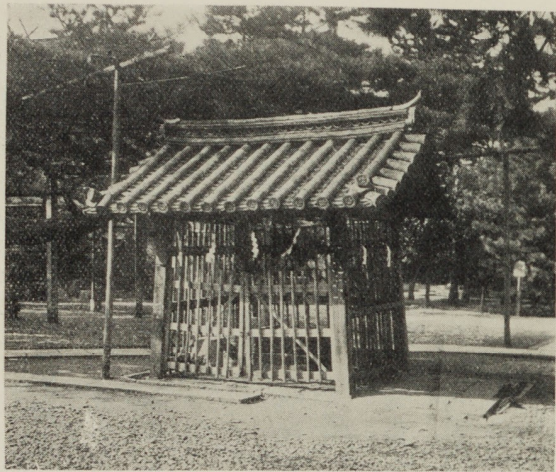
品用使御所在行社行借路姫 圖六廿第

越えて十一月十六日、演習御統裁を終へ給ふて還幸仰出され久留米大本營御發

前六時三十分静岡發の御汽車に乗御遊され御西下、途中神戸驛に於ては野元司令官引率の水雷戦隊の奉迎送を受け給ひ、午後五時五十分姫路停車場著御、直ちに御馬車にて本行在所に向はせ給ひ、陸軍諸隊及市民の奉迎裡に六時十分御安著遊されたり。御著後服部兵庫縣知事古賀警保局長酒井伯爵に謁を賜へり。

翌九日は午前七時に行在所御出門あり。その際當地在勤の文武高等官に謁を賜ひ、御馬車にて姫路停車場に向はせ給ひ七時十分同停車場發の列車に宸乗、御進發遊されたり。御道筋には第十師團諸兵堵列奉送せり。

輦、同夜は山口縣佐波郡防府町公爵毛利元昭別邸に御駐泊ありしが、十七日早朝三



(戸井水神社神主兵橋射) 井水膳御 圖七廿第

物の恩命を下し給へり。而して九時三十分御發輦あつて第十師團諸兵の堵列奉

送裡に姫路停車場に向はせられ九時四十分發の御汽車に乗御、御進發遊されたり。

兩度の行幸に御使用ありし御品にして現存せるものは白木御卓子二脚(大、幅四尺三寸、高さ二尺八分)、(小、幅二尺七寸、高さ二尺五分)、暖爐前衝立一個(幅一尺八寸、高さ二尺六寸)及御椅子なり。共に四十一年行幸の際の御使用品にして偕行社の所藏に屬す。

御膳水は北に隣する縣社射楯兵主神社の御神水井を御用に供せし事同社社務所日記に見ゆ。

明治天皇城北練兵場御野立所

〔圖版第卅五〕



第廿八圖 城北練兵場觀式狀況

姫路市平野、城北練兵場の北邊に近く野砲兵第十聯隊表門の南三十間の地點にあり。山陽線姫路驛よりは北約一里、播但線野里驛よりは北約十町に當る。

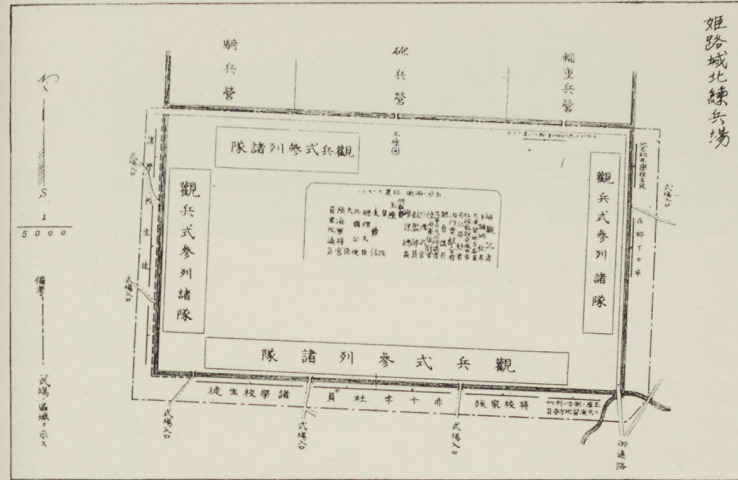
明治三十六年十一月 明治天皇御親裁の下に播磨平野に於て舉行されたる陸軍特別大演習終了後、十一月十六日城北練兵場に於て行はせ給ひし大演習參列諸兵の觀兵式に臨御遊されし際、御野立あらせられし處なり。

是日午前七時二十分舞子大本營を御出門遊され、同三十分舞子假驛御發車、八時三十五分姫路驛に御著車あり。御馬車にて姫路偕行社へ御著、暫時御小休あつて同九時十五分御發車、練兵場へ成らせられ同三十分

柵を造り以て今日に到る。第十師團經理部長の管理する處となす。

特 大 別 演 習 觀 兵 式 觀 者 位 置 略 圖

明治三十六年十一月十六日



第九十圖 特 大 別 演 習 觀 兵 式 場 略 圖 (兵 庫 記 録)

姫路城北練兵場

九八

より觀兵式を行はせ給ひしなり。終つて同十時十二分當所御發、偕行社にて再び御小休遊され午後後の御日程に入らせ給へり。即午後一時御饗宴場に臨御あり、畢つて午後二時姫路御發、同三時舞子假驛御著大本營へ還御遊されたり。

今此の地徑六間三十四坪の圓形の地を劃し芝生及三本の松を植へ中央に南面して記念碑(高さ七尺二寸、幅二尺三寸)を建設せり。正面に「御幸松」の三字を刻し裏面に「明治三十六年十一月十六日紀念」とあり。建設年代は明治四十一年にしてその後大正八年石

明治天皇被服倉庫内御立所

〔圖版第卅五〕

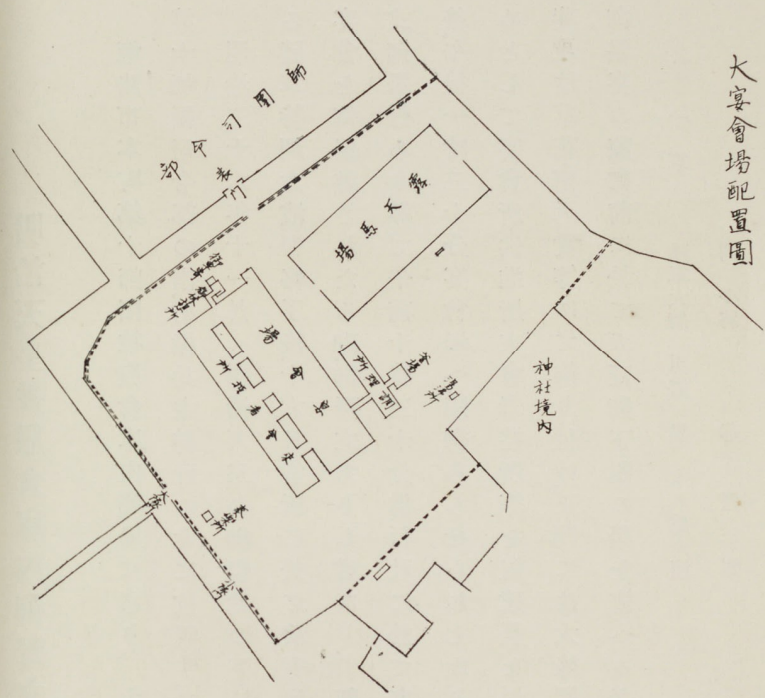
姫路市本町第十師團被服倉庫内廣場にあり。山陽線姫路驛の北約十町に當り第十師團司令部の南、射楯兵主神社の北に位置す。

明治三十六年十一月 明治天皇の御親裁の下に播磨平野に於て舉行せられたる陸軍特別大演習終了後、十六日當所に於て演習參加の將士及地方官民を召され宴會を御催遊されたる砌、御野立ありし處なり。卽、是日朝城北練兵場に於て觀兵式御舉行あり、尋で午前十時三十分偕行社に於て御小休遊され御晝餐を召されし後、午後一時三十分宴會場へ臨御あらせられしなり。式場には御休所、御車寄を始めとして宴會所供進所來會者控所等を假建築を以て營造しその柱及控柱等は青葉或は草花、南天實等にて飾り付け、正門には大緑門を作り菊御紋章を取付けたり。御賜宴の際御前に於て天盃御下賜の榮を擔へる者左の如し。

第一軍 陸軍大將 男爵 黒木 爲 楨

同 少將 落合 豊三 郎

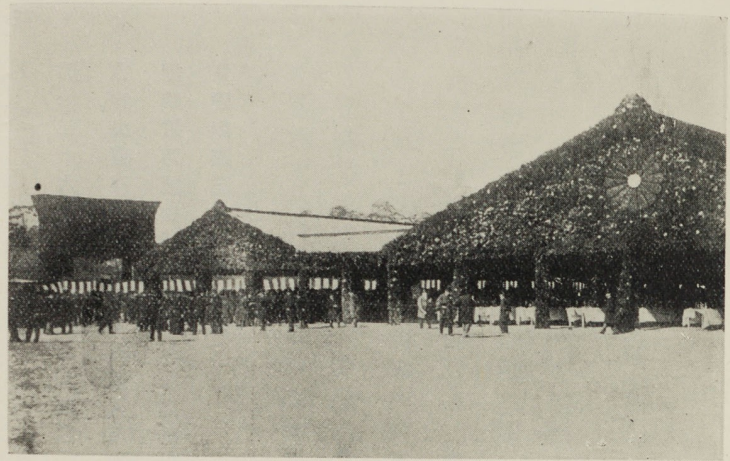
大宴會場配置圖



圖十三第 御賜宴場配置圖 (錄記部理經部令司團師)

一〇二

- | | |
|-------|--------------|
| 第五師團 | 陸軍中將 男爵 山口素臣 |
| 同 少將 | 長岡外史 |
| 同 | 塚本勝嘉 |
| 第十師團 | 陸軍中將 男爵 川村景明 |
| 同 少將 | 東條英教 |
| 同 | 丸井政亞 |
| 第十一師團 | 陸軍中將 土屋光春 |
| 同 少將 | 山中信義 |
| 同 | 神尾光臣 |
| 兵庫縣知事 | 服部一三 |
- 右了つて歐米各國陪觀
將校及清韓兩國人へ謁
見仰せ付けられ同一時



明治天皇被服倉庫内御野立所

圖一卅第 御賜宴場狀況

五十分御退場、同二時姫路御發車、同三時舞子假驛御著車大本營へ還御あらせられたり。

御賜宴場の建物はすべて假建設なれば取毀され現存せず。御駐蹕の地點には其の後直ちに二本の松を植ゑ直徑六間の圓形の區域に稍々積土をなし圍柵を設け聖蹟の保存を講じたりしが、その後四十一年に到り中央に記念碑を建設して由來を録し且繞すに石欄を以てし光榮を永久に傳へんことを圖り今日に到れり。今第十師團經理部長の管理に屬せり。碑は南面して立ち高さ六尺八寸、中央の幅二尺一寸五分、厚さ五寸を測

る。銘文に曰く

明治三十六年十一月 大元帥陛下大閱武于攝播之間同月十六日設場賜哺從事將士及地方官民蒙召命來會者千有餘人車駕臨幸親賜上諭焉第十師團長陸軍中將男爵川村景明恐懼感泣乃植松樹双株于玉座之跡以志之爾後六閱年其枝幹漸暢茂有所異尋常者因環石欄且建碑謹記其由來云爾

明石市

明治天皇明石行在所

〔圖版第卅六―第卅九〕

明石市鍛冶屋町五十六番地、浄土宗知恩院末光明寺（俗に彌光明寺と稱す）境内にあり。省線明石驛の南約五丁、舊山陽街道に面し東側に位置す。

明治十八年夏、山口、廣島、岡山三縣御巡幸の後、本縣管内御通輦の砌、八月九日夜御駐泊遊されし處なり。御座所に宛てられしは寛政年間の建築にかゝる光明寺書院にして本堂の北、庫裡の東側に位置す。木造瓦葺平家建にして十二疊半の座敷と十五疊の次の間を有し、四周に鞆間及椽を繞らし、東は庭園に面し、庫裡と廊を以て通ぜり。玉座の設けられし十二疊半の座敷には北に本床を有す。

以上の建物は内外共に極めてよく舊規を保存せり。御駐泊當時の施設中遺存せるものは御座所四隅の柱に上下二段に打附けられし鐵の釣環なり。御湯殿御廁は椀材にて急造せしが年を経て腐朽せしたため撤去され存せず。

御駐輦前後の御模様を顧るに、八月八日岡山縣より本縣管内に進御遊されし車駕

は同夜姫路行在所本徳寺に御駐輦ありしが、是日早且行在所を御發輦遊され、山陽

街道を経て東へ御進輦、途中御着阿彌陀加古川土山大久保の各御小休所を經、午後四時四十分當行在所に著御なし給へり。此の日の御行程十里餘、山口縣三田尻に御上陸遊され、山陽道御巡幸の途に就き給ふてより實に十二日目の御泊にして長途の御旅路に於ける最後の行在所たるなり。

行在所には天覽に供せん爲に書畫古器を陳列する事例の如く、その内明石郡伊川谷村に在る古刹太山寺に所藏する元弘三年二月二十一日大塔宮が下し賜へる軍勢催促の令旨鳥羽上皇宸筆と傳ふる不動像明兆の畫十六羅漢及び維摩の像等が尤品なりし事、西巡日乗に見ゆ。又御座所には寺藏の元



圖二十三第
圖地近附(寺明光)所在行石明皇天治明
(圖地一分千五萬二部量測地陸)

僧海雲筆陶澤銘酩圖を掛け置物には陶器製獅子形香爐、柱掛には龍骨と稱し來れる化石骨を用ひ、繞らすに大内山を描ける小屏風を以てせること明治二十二年二月佐田白茅識す處の「行在所略記」に記録しあり。御駐泊に當りて關係者の最も痛心せし事は蚊の多きことなりしが、一策を案じ、當夜は庭前に數百の蠟燭に火を点じて連ね、又前の入海の岸一帯に篝火を焚き以て蚊を誘引し御座所に近寄らぬ様なし奉れりと云ふ。

是日、御通過の地に近き加古郡氷丘村に鎮座する景行天皇皇后播磨稻日太姫陵に片岡侍従を御差遣ありて幣帛神饌料を奉らしめ給ひ、又沿道名蹟調査のため侍従を御差遣ありき。侍従即ち印南郡阿彌陀村兒島範長戦死の地、同郡曾根村曾根神社境内曾根の松、同郡生石村石寶殿、加古郡高砂高砂相生松、同郡別府村住吉神社内手枕松、同郡長田村住吉神社境内尾上松を踏査し、夜行在所に於て復命奏上をなせり。尙非常御立退所は西六丁を隔つる本立寺と定められたり。

翌十日早朝會々當地滞在の福岡裁判所判事石卷清隆に拜謁仰付られし後、七時三十分御馬車にて行在所を御發輦あり、長日に涉れる御巡幸の最後の御行程に入

らせ給へり。無事御用奉仕を了へたる光明寺及本立寺は金一封御下賜の恩命に浴せり。

第卅三圖 明石行在所御建札



當時の御使用品中現存せるものは前述せる御座所裝飾品の他行在所と墨書せる檜材建札

(竪三尺五寸、幅一尺一寸分、厚六寸三分)なり。

右建札入箱の箱書に曰く

今茲明治十八年八月九日人皇百二十二代聖上龍

駕西狩還幸之時駕一夜駐泊明石驛辱以本寺爲假行在所矣 於寺門前掲爲行在所之標以示扈從接待之諸官員後標板以有行在所之明文故尊於何處可歟衆議不決仰兵庫縣廳請指揮令内海忠勝下命曰可爲鄭重保護本寺因新製一匣書來由以爲什物者也

明治十八年九月廿三日

遍照山光明寺十四世住職白旗淳譽敬白

尙右建札御下賜の達書あり。その文に曰く

巡第六八七號

播磨國明石郡鍛冶屋町

光 明 寺

今般御通輦之際設置相成候行在所建札壹枚下賜相成候條鄭重保存スベシ

明治十八年八月廿二日

兵庫縣令 内 海 忠 勝 印

山門脇に「明治天皇行在所御遺跡」と刻せる一基の記念碑建設され光榮の寺歴を顯彰せり。大正四年十一月の建設にかゝる。

昭和八年十一月二日史蹟名勝天然紀念物保存法に依り御座所及庭園を含む二百三十四坪五合四勺は史蹟として文部大臣の指定を受けたり。依りて本堂前に標石及注意札を建設せり。

明 石 郡

明治天皇大久保御小休所

〔圖版第四十一―第四十二〕

明石郡大久保村大久保町字往還七百參番地にあり。山陽線大久保驛の東四町舊國道(舊山陽街道)に沿ひ北側に位置す。

明治十八年夏、山口廣島岡山三縣御巡幸の後、本縣管内御通輦の砌、八月九日御小休あらせられたる安藤彌三太所有家屋の位置せし處なり。右の家屋中御座所たりし座敷を含む一棟は大正八年彌三太嗣子新太郎が當所の西三町同村同町三百四十四番地にその邸宅を新築するに際し、聖蹟記念館として移築したるにより建物の一部を止むるに過ぎず。移築せられし御座所以下の部屋は新邸宅中に於て新築建物とは廊を以て結ばるゝのみにて、獨立に平屋瓦葺の一棟をなし、よく舊態を保存せり。現在新太郎嗣子秀三の所有にして新邸宅全部と共に日常は住居人なく、村長の管理に托せられてあり。

移築前の舊規は兵庫縣記錄御小休所御部屋割圖によつて略視知するを得。即

御座所は八疊間にして西側に床、出書院、違棚を有し南側は椽を隔て、庭に對す。

此の庭園は塀を隔て、國道に接し門あり。

天皇は是より入御遊され、庭を横切りて直接

御座所に入り給ひしなり。東側と北側はそ

れぞれ六疊及四疊半の座敷に隣り襖及壁を

以て隔たる。尙三疊茶室及六疊間ありて計

五室を以て一棟を成すなり。現状に於ては

一間幅の廊下が此の五室の周圍に設けられ

あるの他、室に就ては特に變化する處なし。

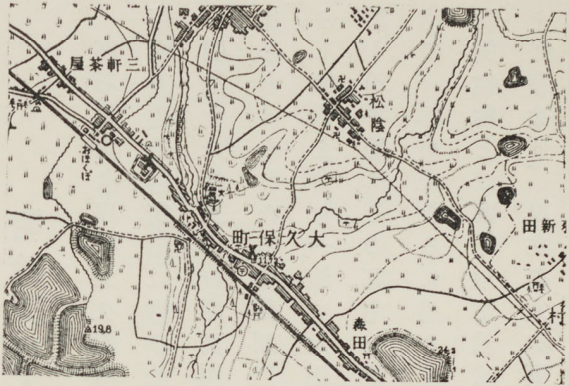
蓋記念館として保存の主旨により移建せる

故舊規維持に注意せる結果なるべし。

行幸當日の御模様を顧るに九日早旦姫路

行在所本徳寺を東へ向け御發輦ありし車駕

は、山陽街道を一路是日の御駐泊地明石へ急がせ給ひ、所定の御小休所を経て午後



明治天皇大久保御小休所附近地圖 第四冊圖
(陸地測量部二萬五千分之一地圖)

三時二十三分恙なく本御小休所に御著あらせられ、宸憩三十分にして同三時五十分御發輦、最後の御行程に着かせ給ひしなり。此の日過ぎさせ給ふ所は所謂印南野・加古の沃野にして眺望開け風光絶佳なり。「西巡日乗」に曰く「是日過クル所、觀衆甚ダ多シ、行々淡路島ノ前ニ横ハルヲ見ル。煙波縹渺、帆影依約、畫裏ヲ行クガ如シ」と。寂感の程も拜察されて畏し。

當日の御使用品にして現存せるは「御小休」と墨書せる建札(竪一尺九寸八分、横六寸八分、厚七分)及左の如き文字を墨書せる井水試験證札(竪一尺二寸八分、横四寸五分)の二點にして共に安藤家の所藏に屬す。

第七號

上等水 兵庫縣御用掛 長谷基一

明治十八年七月二十九日試驗

之に依りて御膳水は安藤邸の井水を以て御用に供せし事を知り得べし。

當聖蹟に於ては未だ保存顯彰設備なかりしも昭和十一年史蹟名勝天然紀念物保存法に依り舊敷地及建物共史蹟として文部大臣の指定を受けたり。

明治天皇山田字舞子御小休所

〔圖版第四十三〕

明石郡垂水町舞子字舞子ヶ濱貳千貳拾九番地ノ三(舊稱垂水村山田字舞子)にあり。省線舞子驛の正南半町餘、神明國道の南側海濱との間の地點に當り、縣立舞子公園の域内に屬す。

明治十八年夏、山口、廣島、岡山三縣御巡幸の後、本縣管内山陽道を御通輦の砌、八月十日御小休あらせられし河合卯兵衛の家屋の存せし處なり。御小休所たりし河合家は龜屋と稱せし旅館にして山陽道に沿ひその南側に位置せり。然るに大正年間國道の擴張工事に際し道路敷地となりし爲、同家の建物は一切取拂はれしを以て現地には全く往時の名残を止めず。幸に兵庫縣記録中に行幸當時の圖面あり。之に依つて察するに御座所に宛てられしは同家の裏二階座敷にして廣さ貳拾貳疊あり、東に接して貳拾壹疊の次の間を有し南と北に椽を附し、南は海岸に面す。蓋し眺望絶佳なるものありしならん。御厠は御座所二階の西北隅に設けられし如し。邸内の他の建物は平屋建にして御座所の東に庭を隔て、離座敷あり。

之より御座所のある二階に直接階段梯子をかけて御通路となし奉りし事圖面に

見ゆ。龜屋の建物の一部は取拂後移建せられしが御座所の部分は失はれてなし。

御小休當日の御模様を顧るに八月九日明石行在所光明寺に御駐泊遊されし天皇には十日朝七時三十分早くも行在所を御發輦あり、長路の御旅にも拘らず聊かも聖容變らせ給ふ事なく御機嫌益々麗しく最後の御行程に就かせ給ひ、行在所より御進輦三十五町餘にして八時當御小休所に著御遊されたり。御小休中獵漁の狀を天覽遊されしは特筆に價す。即「西巡日乗に



明治天皇皇子山田小休所附近現狀 第五卅圖

河合卯兵衛ノ家ニ宸憩。即チ舞姬灣ナリ。縣令浦民ノ獵魚ヲ覽ニ供ス。頃刻、巨口細鱗活潑網ニ躍ル。捕獲算無シ。場ニ就テ烹炙、群臣ニ頒賜ス。時ニ午前十時ナリ。

とあり。天覽獵に奉仕せし明石郡大藏谷村卯月宇藏他數十名の漁夫に對しては金一封御下賜の恩命ありき。十時五分に到り當所を御發輦遊され、喬松路を夾み蒼翠衣に滴る如き路を東へ進ませ給ひ、十一時三分西須磨御小休所直井邸に著御遊されたり。

御小休當時の記念品は家主退轉の爲傳へ存するものなく、聖蹟顯彰の方法も未だ施設せらるゝ事なかりしが最近御小休所建物敷地趾に記念碑建立の企劃あるは喜ぶべし。

明治天皇舞子大本營

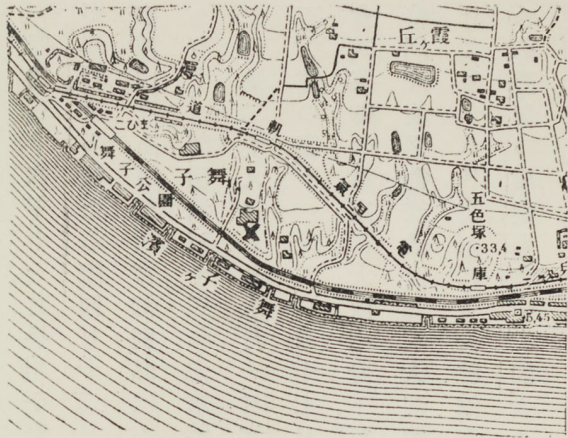
〔圖版第四十四—第四十八〕

明治三十六年十一月播州平野に於て 明治天皇御統裁の下に陸軍特別大演習が舉行せられたる際、同月十二日より十七日迄大本營となりし明石郡垂水町山田字柏山なる有栖川宮御別邸はその前後に於て四回行在所となりし光榮ある歴史を有す。即、明治三十三年海軍特別大演習御親閱の爲兵庫縣下行幸の際四月二十七日及二十九日より五月一日迄、明治三十五年陸軍特別大演習御統裁の爲熊本縣下行幸の際、十一月八日及十七日、明治三十六年觀艦式及第五回内國勸業博覽會開會式臨御の爲京都大阪兩府下行幸の際四月八日より十二日迄、明治四十一年陸軍特別大演習御統裁及海軍大演習御親閱の爲奈良兵庫兩縣下行幸の際、十一月十五日より十八日迄、何れも御駐泊あらせられしなり。尙同邸は 大正天皇今上陛下の御滯留の事歴も有す。即、大正天皇に於かせられては東宮に在はせしとき明治三十二年十月より四十二年四月に到る間各地への行啓の砌、數度御立寄御滯留遊され、又 今上陛下には大正五年四月關西地方行啓の節御滯留あらせられたり。

此の光榮ある事歴を有する御別邸は今大阪市北濱五丁目住友合資株式會社の所

有に屬し、完全に舊觀を保ちて遺存せり。

抑同御別邸は有栖川宮熾仁親王が明治二十一年八月、妃と共に舞子に御來遊あり、左海屋に御滯留遊されし砌、一日柏山に御散策ありてその風光を賞し給ひ、此地に御別邸御造營の事を定め給ひしに縁由を發するものにして其の間の事情「熾仁親王行實」に詳し。曰く



圖地近附(邸別女佳)營本大子舞皇天治明 圖六卅第

岡豊太、御接待役を奉仕せり。その翌朝、風日の晴美なるに乘じ、親王は打寛ろぎたる和服の

御姿にて清蔭地に鋪ける松林の間を御散歩あり、やがて豊太の案内にて、丘上に通ずる新道をたどり、矢島作郎別墅の庭園に入らせられしに留賞時を移せし後はじめて御歸館あり。なほ當地一泊の御豫定が二泊となり、しかも眷戀去るに忍びざる御氣色ありしを見て、山輝水映の風光、いかに御心に協ひしかを拜察すべし。かくて御歸京の後交渉を重ねて右の別墅を買ひ上げられければ今次、こゝに御立寄ありしなり。地は兵庫縣明石郡山田村に屬し、爽壇に據りて、その位陽に面し、遠近の眺望殊に宜しく、淡路島は近く、帷席の間に在りて海峽の間を去來する船影跡を斷たず、折ふし漁歌相和して聞こゆるなど、好景畫も亦た及ばず。ここを別邸となし、行在所の御用にも充てむ思召にて、二十六年の春より改築に著手し、工事中時に親ら臨檢して事ごとに入念を旨とせられ、翌年の秋はじめ竣工せり。邸臺輪奐の美は申すまでもなく、鐵道も程なく咫尺の處に布設せられければ、乗降の際には特に邸前に停車せしむるの便さへあり。その後明治大正年間、聖駕數ば此に蹕を駐められしは、まことに親王の御本意に協へることといふべし。

(熾仁親王行實第二十五章)

右の敘述によりて當所が極めて景色勝れ、親王之を殊の外御愛賞遊されし事を知るべし。然るに御別邸新築工事成つて未だ年も經ざるに親王は病に臥し給ひ、圖

らずも此の邸内にて御静養遊さるゝ事となれり、即二十七年冬、恰も日清戦争中にて廣島大本營に出仕遊さるゝ中、病を獲られ、二十八年一月二日同地を去りて當御別邸に入らせ給ひしなり。然るに御加療の効空しく、同十五日遂に薨去あらせられたり。但し喪を秘し、二十三日東京御本邸に靈柩を移し奉りて後初めて御發喪ありき。

威仁親王に於かせられても亦此の御別邸を愛てさせ給ひ、殆んど毎年妃と御同列にて台臨あらせられたり。而して明治四十二年夏より大正二年七月五日薨去に至る迄引續き御滞留あらせられたり。

此の御別邸が廢せられしは大正六年七月にして、住友家之が御讓下を受け爾來保存を旨として修理を加へ、之に若干の設備を整へ住友合資會社地所課及庶務課之が管理に任じ貴賓接待に用ひ以て今日に到れり。此の間大正八年九月には北白川大宮並に大妃若宮姫宮の行啓あり、十餘日間御滞留あらせられたり。

聖蹟の現狀に就きて述べんに、その位置は省線舞子驛の東南約五町にして、正門は鐵道線路に接して存す。門と海濱と隔つる僅か數十間のみ。御駐輦中假停車

場及假棧橋の設けられしは此の附近なり。敷地は柏山の名を有する海岸に近く突出せる丘陵の端を占め面積壹萬四百八拾貳坪餘あり。建物は二階建瓦葺日本建の本館と倉庫より成り、本館は南面し、三棟に分れ面積參百七拾四坪餘、倉庫は面積貳拾壹坪餘あり。御座所に宛てさせられしは本館階下西南隅に位置する座敷にして極めてよく舊規を保存せり。即北に本床を有し廣さ十二疊、東に隣する十二疊の御次の間と共に幅一間の鞘の間を繞らし、南は庭園に面す。床脇戸袋及襖の引手金具は宮家の御紋章を用ひしものを残せり。此の室は聖蹟として保存し濫に使用する事なく鄭重なる保護を加へつゝあり。行在あらせられし際御使用ありし御車寄は西側に西面して設けられてあり。

次に當所に御駐輦遊されし時の御模様に就きて記述すべし。

初めて聖駕を此の地に止め給ひしは明治三十三年四月なり。即是月海軍大演習御統監並びに神戸沖に於て觀艦式御舉行のため兵庫縣下行幸を仰出され、四月二十六日東京を御發輦あり、同日名古屋御著、名古屋離宮に御駐泊遊され、二十七日午前七時五十分行在所を御出門、同八時三十分名古屋停車場御發車、午後三時二十

五分舞子停車場へ御著車遊されたり。之より先大森兵庫縣知事は神戸停車場にて奉迎、それより供奉す。御先著の有栖川宮威仁親王を始め奉り大演習統監伊東軍令部長以下審判艦長等舞子停車場にて御著車を奉迎す。此の時明石沖碇泊の軍艦は皇禮砲を行ひ海軍儀仗兵は沿道に整列奉迎をなせり。かく諸員の奉迎を受けさせられ三時五十分當行在所へ御安著遊されたり。

翌二十八日は午前八時早くも行在所を御出門遊され舞子濱假棧橋より御召艦淺間の水雷艇に乗御せられ、御召艦へ御移乗あり、此の時所在の軍艦皇禮砲を發す八時五十分御發艦、明石宮古八重山陽炎の諸艦艇を隨へ演習御統監場へ向はせ給へり。紀淡海峽を過ぎ紀伊水道に到りて攻撃防禦兩軍の艦艇漸く接近し艦隊交戦の演習を行へるを御親閲遊され、右了りて午後四時紀州和歌浦即墨江灣へ御碇泊。夜に入りて水雷艇夜襲の状況を御覽あり、同夜は同所にて御假泊遊されたり。

二十九日早朝、大演習に參與したる各艦艇は墨江灣に集合し、午前九時御召艦淺間に於て統監以下演習職員及將官同相當官參謀長艦長水雷艇隊司令一同に拜謁仰付られ、次で勅語を賜はれり。又演習陪觀として軍艦へ乗組める大臣親任官勅

任官等も亦賜謁の榮に浴せり。やがて還幸仰出せられ午前十一時墨江灣御發艦、午後三時十分明石沖に御著艦遊され續いて假棧橋より御上陸あり。此時所在の軍艦皇禮砲を發する事御乗艦の時に同じ。かくて四時二十分御機嫌殊に麗しく行在所へ還御遊されたり。此夜明石沖碇泊の軍艦は電燈艦飾をなし御覽に供へ奉れり。

翌三十日神戸港沖にて觀艦式御舉行を仰出され午前七時三十分行在所御出門舞子濱假棧橋より御乗艇、御召艦淺間へ御乗艦同八時三十分御發艦あり。同十時所在軍艦の發する皇禮砲殷々たる裡に神戸港へ御著艦、常備艦隊司令長官の奉伺を受け給ひ、直ちに諸艦艇を御巡閲あり。了つて十二時十五分軍艦敷島へ臨御遊され、外國公使官付武官所在外國軍艦司令長官艦長等へ謁を賜ひ、次で同艦甲板上に於て統監以下演習職員演習に參與したる將校並に陪觀者へ宴を賜へり。畢つて午後三時御召艦に復御遊され、直ちに御發艦あり、四時三十分明石沖御著、續いて御上陸あり、五時三十分行在所へ御安著遊されたり。

五月一日は行在所に御駐輦あり。越えて二日還幸を仰出され、午前十時三十五

分行在所御門前に設くる所の假停車場より御汽車に乗御諸員奉送、所在の諸艦艇皇禮砲を行ふ中に御發車遊されたり。神戸御通過の砲は在港の諸艦禮砲を發す。かくて午後五時四十八分名古屋驛に御著車、同六時十五分名古屋離宮へ御安著遊されたり。

翌三日午前七時四十分名古屋驛を御發車あり。午後六時新橋停車場に御安著、日出度く皇居に還幸遊されたり。

第二回の御駐輦は明治三十五年十一月、熊本縣下に於ける陸軍特別大演習御統監の爲御西下遊されし際、その御往復の御途次に於ける御駐泊なり。即十一月七日東京を御發輦あり、同夜は名古屋離宮に御駐泊遊されしが、八日午前九時行在所御發輦、同三十分名古屋停車場を御發車あらせられ午後四時十七分舞子假停車場に御著、先著の宮内官及び地方官の奉迎を受け給ひ同二十分當行在所に御安著遊されたり。

翌九日午前六時二十分早くも御發輦あつて假停車場より御汽車に乗御、同三十分御發車、一路御旅程を急がせ給ひ、同日午後六時二十三分山口縣長府停車場御著

同夜は子爵毛利元敏邸に御駐泊遊されたり。

翌十日九州路に入らせ給ひ熊本大本營に御著あり。十一日より十四日迄大演習を御親裁遊されしが、十五日還幸の途に著かせ給へり。即同日早朝熊本御發輦、同日夕刻長府御着、再び毛利元敏子爵邸を行在所と爲し給ひ御駐泊あり。越えて十七日早旦御發輦、六時二十五分長府停車場を御發車遊され、午後六時二十分舞子假停車場へ御著、同二十五分當行在所に御安著遊されたり。此夜舞子沖碇泊の明石艦は電燈飾をなし、又明石郡は數番の烟花を打揚げ奉祝の意を表し奉れり。十八日は午前六時五十分御出門、同七時假停車場を御發車遊されたり。而して午後六時九分靜岡停車場に御著車あり、此夜は靜岡御用邸に御駐泊遊され、翌十九日出度還幸遊されたり。

越えて明治三十六年には四月及十一月の兩度聖駕を迎へ奉れり。即是年四月神戸港沖に於て海軍觀艦式御舉行を仰出されたる。天皇には四月七日東京を御發輦あり、同夜は名古屋離宮に御駐泊あらせられしが、翌八日午前十時名古屋停車場發の御汽車に召され御西下、同日午後四時四十一分舞子假停車場に御著車、直に

御馬車にて四時四十五分當行在所に御安著遊されたり。神戸停車場に於ては奉迎の文武高等官及神戸駐在の各國領事に賜謁ありしが、御著輦の後、御參候の有栖川宮栽仁王を始め奉り山縣元帥其他勅任官並海軍大演習統監伊東海軍大將以下統監部將校に謁を賜ひ、續て在郷陸軍將校數名に賜謁あり。夜に入り舞子碇泊の軍艦は燈飾を爲し御晚餐の時海軍軍樂隊は奏樂を爲せり。燈飾及び奏樂の事は爾後御駐輦中引續き行はれたり。

翌九日は終日行在所に御駐輦あり。伊東海軍大將兒玉臺灣總督小川第四師團長村木東宮武官長參候謁を賜はれり。

翌十日は觀艦式御舉行の當日なり。即午前七時五十分行在所御出門、舞子假停車場より御汽車に召され、同八時御發車、神戸に向はせ給へり。八時二十五分神戸驛御著車、直に御馬車にて第二波止場に向はせ給ひ、同所稅關監視部廳舎にて御休憩の後御召艦淺間に向はせられ、九時三十五分淺間艦に乗御あつて御親閲を行はせ給へり。午後御召艦に於ける御賜宴に臨御の後、午後一時三十分御退艦遊され再び第二波止場に御上陸、稅關監視部廳舎に御小休の後、御馬車にて神戸停車場に

向はせ給ひ、三時二十分發の御汽車に宸乘あり、同四十五分舞子假停車場に御著車、行在所に還御遊されたり。

翌十一日は終日御駐輦あり。徳大寺侍從長を明石御料地へ差遣はされ、又兵庫縣下に於ける著名の工業場視察のため米田侍從を日本毛織株式會社、鐘淵紡績株式會社、兵庫支店工場、尼崎紡績株式會社、多木製肥所、三菱製紙會社へ、北條侍從を株式會社、川崎造船所、瀧川燐寸工場、直木燐寸製造所、日本製茶輸出株式會社の各工場へ差遣はされたり。又是日神戸沖に於て日本赤十字社汽船博愛丸に救護演習施行せらるゝに對し、應司侍從武官を遣しその狀を視察せしめられたり。是日伊東海軍大將山本海軍大臣菊池文部大臣寺内陸軍大臣參候謁を賜はれり。

十二日も終日御駐輦あり。十三日京都御所へ行幸仰出され午後一時三十五分行在所御出門、同一時四十分舞子假停車場御發車あり、午後四時京都停車場に著御遊され京都御所に入らせられたり。神戸停車場御停車の際は奉送の文武官及各國領事に窓外に於て謁を賜はれり。

次に當所に大本營を置き給ひし同年十一月の陸軍特別大演習御統裁の御模様

に就きて記さん。十一月十一日東京を御發輦遊ばされし。天皇には同夜名古屋離宮に御駐泊あり、十二日午前九時同所御出門、名古屋驛を同九時三十分御發車遊され御西下、午後四時十五分舞子假停車場に御安著、直に大本營に入御遊されたり。神戸驛御通過に際しては港内碇泊の英國軍艦より發する祝砲殷々たる裡に獨國領事「ミユルレル」以下十名及服部兵庫縣知事並池上檢事の兩夫人外四名の外國夫人勝田陸軍中將以下文武官七十三名に謁を賜はれり。舞子假驛御著車の御模様、に就き記録を覗ふに舞子公園その附近には各官衙の官吏並學校府縣會議員有爵者等無慮數千人參集し歡喜湧くが如く、統監部員は參謀總長以下表御門内兩側に整列し、軍樂隊は假驛の左側に於て君ケ代を吹奏し、又舞子沖の軍艦警備隊は滿艦飾をなし且皇禮砲を發したり。此の夜より還幸の前夜迄警備軍艦は毎夜電燈飾を施したり。是日大山參謀總長花房宮内次官藤波主馬頭以下供奉先發の近衛將校片岡陸軍歩兵大尉杉陸軍歩兵中尉及警備として舞子沖碇泊中の鎮遠艦長海軍大佐今井兼昌和泉艦長海軍中佐生中小次郎第五第六艇隊司令海軍少佐内田良隆第七第八艇隊先任艇長海軍大尉鈴木氏正等に拜謁仰付られたり。



第七冊圖 舞子大本營正門狀景

翌十三日早朝、御出門に先立ち特に酒井伯爵に賜謁あり。午前六時五十分大本營御出門、同七時假驛御發車、同七時三十五分加古川驛に御著あり。それより御馬車にて加古郡水丘山となる御統監場所に向はせ給ひ同所に於て午後二時迄御統監をなさせ給へり。畢つて加古川驛に還御、午後二時二十分同驛を發せられ、同五十五分舞子假驛に御著車、大本營へ還幸あらせられたり。是日兒島範長外五十二名へ位階追陞又は贈位の恩命を下し給へり。又舞子沖にて引網を行ひ生魚を上るべき旨仰出されたり。永井書記官は

右の御沙汰を承り明石郡長藤井雅太に傳達す、依て郡長は郡民を率ひ引網を行ひ獲る所の魚を献上せり。

翌十四日は御統監第二日なり。午前七時二十分大本營御出門、同三十分舞子假驛より御汽車を召され、同八時五分土山驛御著、それより御馬車にて是日の御統監所なる明石郡岩岡村の内古郷なる地に赴かせ給ひ、同所にて午後零時四十五分迄御野立にて御統監遊されたり。畢つて同所御發、午後一時二十分土山驛御著、直に御發車、二時五十分舞子假驛に御著車、大本營に還幸あらせられたり。前日舞子沖にて漁獲の上献上せる生魚の内二桶を是日大山參謀總長以下統監部員一同に賜はれり。又是日侍從北條氏恭を日岡陵及官幣大社廣田神社、同伊弉諾神社へ御差遣相成りたり。

十五日は演習の最終日にして御統監並御講評の日なり。午前七時二十分大本營を御出門、同三十分舞子假驛を御發車あり、同八時三十分御着驛に著御、それより御統監所なる飾磨郡四郷村の内、元取山に赴かせ給ひ、同所にて戦闘演習を御親裁あり、午後零時二十五分演習中止を命じ給ひ、四郷村山脇の田圃中に演習參加の將校を召集し參謀總長をして講評せしめられ、尋て勅語を賜ひ、了つて御馬車にて御發二時二十三分御着驛發の御汽車にて御歸路に就かせられ三時二十六分舞子假驛御著車直ちに大本營へ還御遊されたり。

十六日は姫路城北練兵場に於て大演習參加諸兵の觀兵式御舉行並びに御賜宴場臨御のため姫路行幸を仰出され、午前七時二十分行在所御出門、同三十分舞子假驛御發、八時三十五分姫路驛に御著車あり。それより御馬車にて同四十五分御小休所姫路偕行社に入御の後、城北練兵場に臨御あり、觀兵式を取行はせ給へり。畢つて十時十二分御發、一旦偕行社に還御の後、午後一時三十分被服倉庫内廣場に設けられし宴會場に臨御あり、畢つて一時五十分御退場、二時姫路驛御發の御汽車に乗御遊され、同三時舞子假驛に御著車あり。御機嫌麗しく大本營に還御相成り、こゝに目出度大演習御統裁を終へさせ給へり。是日鷹司侍從武官を姫路城天守閣、河合惣兵衛之墓及藥師山の西南戰役陣亡者追弔の爲に建てられし記念碑へ、宮本侍從武官を姫路衛戍病院へそれ〴〵御差遣あらせられたり。

翌十七日は終日御駐輦遊され、十八日還幸仰出されたり。即十八日午前七時十

五分大本營を御出門あり、著御の時に同じく諸官並に諸團體整列し奉送する間を
進御、同二十分舞子假驛發の御汽車に乗御遊され一路御歸還の途に就かせ給へり。
同日午後六時三十四分静岡停車場御著車、同夜は静岡御用邸に御駐泊あらせられ
十九日同行在所御發、皇居に還幸あらせられたり。

最後の御駐輦は明治四十一年十一月なり。卽是月九日東京を御發輦ありて奈
良に行幸、奈良市奈良俱樂部を大本營と定められて十一日十二日十三日の三日に
互り陸軍特別大演習を御統裁ありしが、十五日午前十時十五分奈良大本營御發輦、
同十時三十分奈良停車場御發車、午後二時舞子假停車場御著車、同五分本行在所に
御安著遊されたり。神戸御通過に際し神戸停車場に於て各國領事及栗飯原少將
以下文武高等官數十名拜謁し舞子御著車の際は東伏見宮依仁親王を始め奉り軍
令部長東郷大將以下陸海軍將校數十名拜謁せり。

十六日は終日御駐輦、十七日神戸沖に於て海軍大演習を御親閲あらせらるゝ御
豫定なりしも風雨激しき爲御延引仰出されたり。是日鷹司侍從武官を兵庫築島
眞光寺及び清盛塚に視祭のため御差遣あり、又東郷軍令部長齋藤海軍大臣に拜謁

仰付られたり。

翌十八日は天氣晴朗、海波靜穩に歸したるを以て觀艦式御舉行仰出され、午前八
時二十五分當行在所御出門、同八時三十分舞子假停車場御發車あり、同九時神戸停
車場に著御遊され、直ちに御馬車にて第二波止場に向はせ給ひ、同所税關監視部廳
舎にて少時御小休の後、御召艦淺間に御乗艦、廳て諸艦御親閲あり、午後御召艦上の
御賜宴場に臨御遊され、畢つて御退艦、午後三時五分御上陸あり、暫時御小休所税關
監視部廳舎に入られ宸憩、三時十五分同所御發、神戸停車場に著せられ、同三分同
驛を御發、午後四時舞子假停車場に御著車、同五分行在所へ還御遊されたり。是日
關野侍從武官慈光寺侍從を遣し美囊郡志染村志染岩屋を調査せしめられたり。

十九日還幸仰出され、午前七時二十五分行在所御出門、是時在舞子の奏任官に御
車寄前にて列立拜謁を賜ひ、同七時三十分舞子假驛發の御汽車に乗御あらせられ、
還幸の途に就かせ給へり。而して午後五時四十五分静岡停車場御著車、同夜は靜
岡御用邸に御駐泊遊され、翌二十日同所御發、皇居に還御あらせられたり。

以上數次の御駐泊に際して御使用あらせられし御品にして今傳へらるゝもの

なし。是當時當所が宮家御別邸なりし故ならん。大本營たりし時南の正門に大本營と札書せる木札を掲げし事當時撮影の寫眞によりて知るを得。

昭和九年十一月一日史蹟名勝天然紀念物保存法に依り御座所及次の間並にそれを周れる籓の間を含む建物實測三十五坪は史蹟として文部大臣の指定を受けたり。依つて御車寄玄關前に標識及注意札を建設せり。

明治天皇古郷御野立所

〔圖版第四十九〕

明石郡岩岡村古郷字北場、山陽線土山驛の東方約一里の地にあり。

明治三十六年十一月播磨平野に於ける陸軍特別大演習を御統監遊されたる際御野立あらせられし處なり。即十一月十四日午前七時二十分大本營なる明石郡舞子有栖川宮御別邸現住友別邸を御出門遊され舞子假驛より汽車に乗御、同三十分御發車、八時五分土山驛に御著車あり、御馬車を召され國道を東南へ約一里計進御、それより北東へ路を執り約二十町にして同四十五分當御野立所に著御あらせられ十時四十五分演習中止に到る迄二時間に互り親しく東西兩軍の戦闘演習を御統裁あらせられたるなり。而して演習中止後畏くも御野立の儘御晝餐を召され尋で統監部員及東西軍司令官より情況を聞召され、又陪觀見學の廣島陸軍幼年學校生徒百八十一名へ果物千箇を御下賜あり。午後零時四十五分に及んで當所を御發輦御歸還の途に着かせられ一時二十分土山驛御著、直ちに御發車、二時五十分舞子假驛に御著車、大本營に還幸あらせられたり。



明治天皇古郷野御所附近地圖 第八圖
(陸地測量部二萬五千分之一地圖)

此の地丘陵にはあらざるも臺地をなし遙かに播磨灘を望み東播の小丘陵起伏せる平野を展望するに絶好の地形をなす。此の附近當時は原野なりしと云ふも今は開耕せられて畠となれり。然れ共駐驛四時間に及びし御野立の地點は之を聖蹟として永く記念せんため方七間の地を劃して周圍に土堤を築き生垣を造り内には松樹を植え清淨の境域とし中央に記念碑を建設せり。碑は北面し高さ二尺二寸一邊六尺の臺石上に更に高さ四尺八寸の

自然石を組み合せたる臺座上に立ち、高さ六尺六寸幅中央にて二尺五寸を測り、中央に「駐輦之地」の四字を刻す。又臺石上に副碑高四尺三寸あり。その碑文に曰く

明治三十六年十一月

大元帥陛下親督軍習戰于播之野稱陸軍特別大演習其十四日 陛下駐蹕岩岡土人榮之欲勒石以傳盛事因各釀金 請服部知事作題字建之乃告後世子孫曰國家有緩急宜鑒於此碑誠意奉公而已
明治四拾壹年四月

兵庫縣明石郡岩岡村長勳七等

木下虎彦誌



古郷野御所立所に於ける御統監狀況圖 第九圖

境域三畝六歩は村有地に屬し村長之が管理に任ぜり。

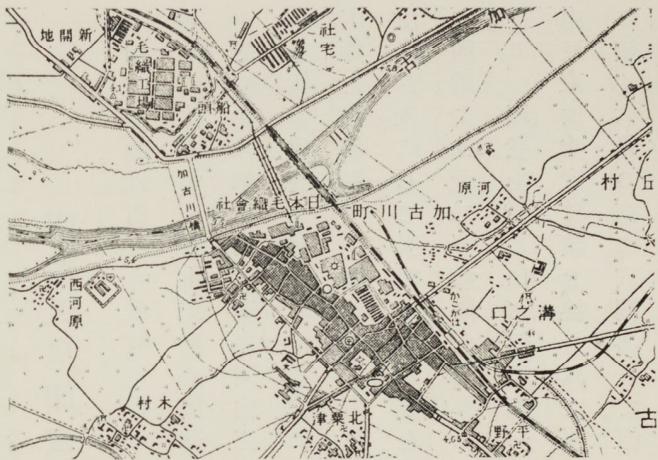
加古郡

明治天皇加古川行在所

〔圖版第五十一―第五十二〕

加古郡加古川町寺家町三百十五番地にあり。山陽線加古川驛の西方約十町の地點に位置す。加古川町の繁華街たる舊國道(舊山陽道)に沿ひ北側に位置す。

明治十八年夏、山口廣島岡山三縣御巡幸の後、山陽道を経て御還幸の途、八月九日御小休、御晝餐を召されたる處にして、御座所は増田屋事山脇伊平經營の旅館の奥座敷を御使用遊されたり。右建物及座敷は略舊態を傳へ現存せり。現所有者は山脇芳夫にして引續き宿屋業を營めり。木造瓦葺平家建の東西に長き建物にして、國道より十二間餘隔たれり。御座所に充てられしは北側中央の拾壹疊の座敷なり。現狀を見るに西側に幅一間半、奥行一間の床及幅一間、奥行半間の脇床あり。南及東は次室に續き、襖を以て隔て、北側は椽を有し庭園に面せり。東の次室の南に續く六疊の南に玄關ありて幅二間の土間及式臺あり、南面し國道に面す。臨幸の際には御馬車にて此の玄關迄入御あつて六疊十疊の二間を御通過遊され御座所



明治天皇加古川行在所附近地圖 第十四圖

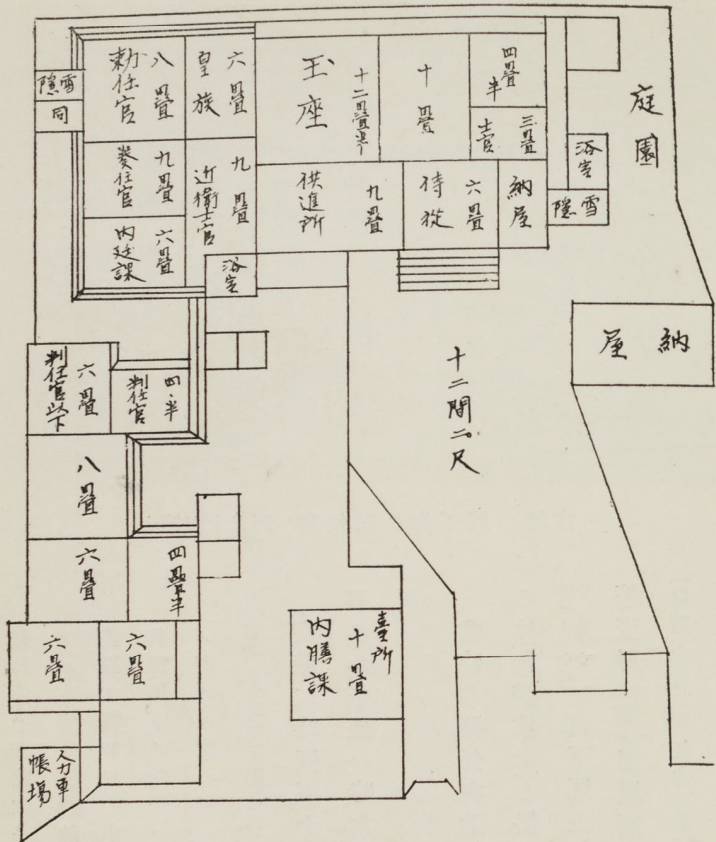
(陸地測量部二萬五千分之一地圖)

に入らせ給へるなり。

御巡幸當日の御模様を顧るに、八月八日山口廣島岡山三縣御巡幸を無事終らせ給ひ本縣管内に進御、車駕を急がせ給ふて姫路行在所本徳寺に御駐泊遊されしが、是日朝城内練兵場に於ける觀兵式を天覽、畢つて御旅程を進め給ひ、午前十時十五分當所に著御あらせられたり。午前の御行程四里十五町なり。當行在所にては豫て諸家所藏の名畫を以て御座所を飾り、又尾上鐘と刀田山鶴林寺の鐘を廊下に置き天覽に供へ奉れり。

「西巡日乗」に曰く

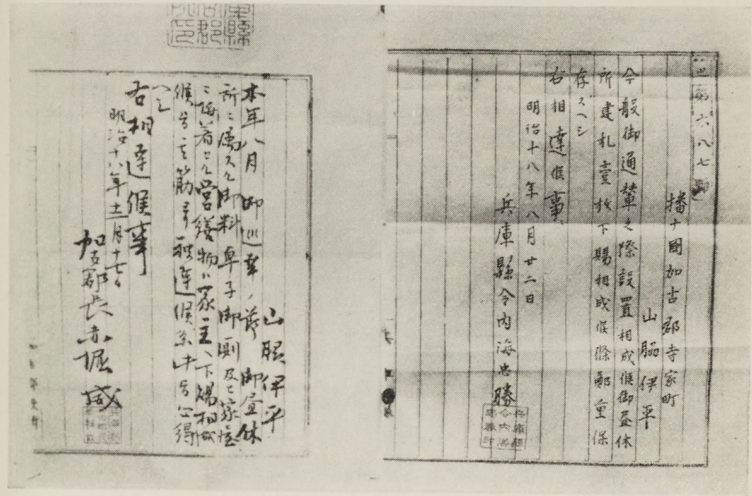
尾上鐘アリ、神功皇后征韓ノ役獲テ歸リ給



明治天皇加古川行在所御部屋割圖 第十四圖

(兵庫縣記録)

フ所ト云。古色愛ス可シ。高三尺貳寸圍七尺七寸厚一寸九分徑リ二尺五寸、疣三寸六花形四寸加古郡長田村尾上神社ノ所藏ニカ、ル。名ヲ得ル所以。刀田山鶴林寺ノ古鐘鑄法尾上ニ似テ尤モ古シ。蓋シ亦船載ナルベシ。



書達の賜下御品御使用 圖二十四第

鶴林寺ハ聖德太子親開スル所梵鐘ノ古色アル亦宜ナリ。楠延尉ノ書其他近代ノ書畫數十幅アリ。中ニ就テ應舉ノ畫花下ノ狗兒崖下ノ熊子ハ宛モ生ルガ如シ。凡手ノ辨スル能ハザル所和漢新古ノ器物甚多シ。今之ヲ記セズ。

宸憩二時間五十一分その間御晝餐を召され午後一時六分御發輦遊ばされたり。

當時の關係御遺品として現存せるものは御書休所と墨書せる建札一枚(堅三尺分厚二寸五)。御下賜金包紙二種御使用の杉箸壹對(長七寸三分)。部屋割貼札九枚(紙片に侍從)。近衛士官〔勅任官〕奏任官〔判任官以下〕縣官詰所〔内廷課〕供進所〔縣官詰所〕と各墨書せる

もの)及御使用品御下渡に關する左の如き公文書二通なり。

巡第六八七號

播磨國加古郡寺家町

山脇伊平

今般御通輦之際設置相成候 御書休所札壹枚下賜相成候條鄭重保存スヘシ

右相達候事

明治十八年八月廿二日

兵庫縣令 内海忠勝 印

山脇伊平

本年八月御巡幸ノ節御書休所ニ屬スル御料卓子御厠及家屋ニ附着セル營繕物ハ家主ヘ下

賜相成候旨其筋ヨリ被達候條此旨心得ヘシ

右相達候事

明治十八年十二月十七日

加古郡長 赤堀威圃 印

以上の記念品悉く山脇家の所藏に屬す。

庭園中に記念碑あり。碑の高九尺、臺石高一尺五寸を測る。明治四十三年四月
山脇家の建立にかかる。碑文に曰く

(表) 駐輦之處

(右側)

明治十八年八月 車駕西巡九日駐輦播磨加古川町山脇義重宅嗣子芳夫建石庭前
欲傳光榮後昆 銘曰恩光無極照耀何窮宜仰餘慶世々奉公 庚戌四月

大 内 青 轡 書

御膳水は當家の井水、水質よく試験に合格せるを以て御用に供せり。

明治天皇土山御小休所

〔圖版第五十三―第五十四〕

加古郡平岡村土山九百九拾六番地にあり。山陽線土山驛の西北方約六町の地
點にして、舊國道(舊山陽道)の南側、新國道が鐵道線路と交叉する跨橋の下に位置す。
明治十八年夏、山口廣島岡山三縣御巡幸の後、本縣管内御通輦の際、八月九日御小
休遊されたる處にして御座所に充てられたる建物現存す。右建物は當時増田性
藏の所有にして、住宅として使用し居れるものなり。現在所有者は神戸市湊西區
東山町參丁目拾番地の拾七、性藏の孫増田くにして、居住並に管理者はくに母増
田まさなり。木造瓦葺平屋建にして北東に面す。中央に玄關あり。御使用に供
せしは之より左手、即東南の部分にして、良く舊狀を遺存す。右側即西北の部分は
改造の手加はれり。御座所の設けられしは東南端の八疊座敷にして、爾後特別の
場合の外は使用せず、舊規を保存し今日に到れり。床出書院及脇床を有し北東側
は廊下を隔て、庭園に對し、北西側は八疊の次の間に、南西側は四疊の室に隣れり。
兵庫縣記録御部屋割圖に依れば北東側廊下の東南端に御厠を設備せるもの、

如し。

加古郡

一四八



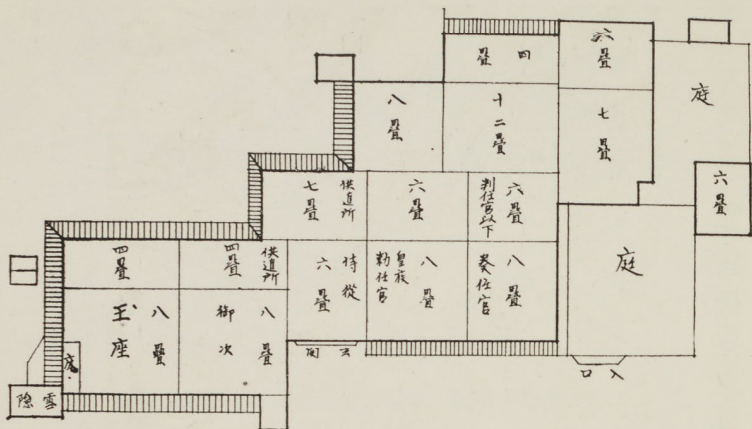
圖地近附所休小御山土皇天治明 圖三十四第

(圖地一分萬二部量測地陸)

御巡幸當日の御模様を顧るに、是日姫路行在所なる本徳寺を早朝御發輦あり、城内練兵場に於て觀兵式天覽の後、明石に向け御發輦、御着阿彌陀の各御小休所を経て加古川行在所に著御、御晝餐を召され、午後一時六分御發、東行一里廿七丁餘にして同一時五十三分當御小休所に御到着遊されたり。而して宸憩三十分の後二時廿八分再び御馬車を召し御進發あらせられ、御豫定の御旅程を急がせ給へり。

るゝもの左の四品にして何れも増田家の所藏に屬す。

當日御使用の御品にして今保存さ



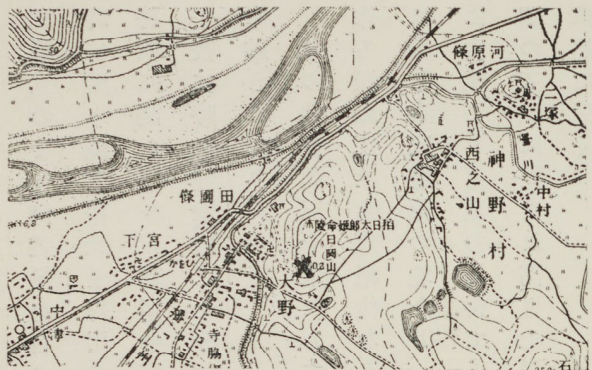
明治天皇土山御小休所

(錄記縣庫兵) 圖割屋部御所休小御山土皇天治明 圖四十四第

- 一 御箸 壹對
 - 一 建札 竪二尺一寸幅七寸五分厚一寸の板に「御小休所」と墨書す。
 - 一 御卓子 大高二尺三寸七分 竪一尺六寸四分 幅二尺七寸 厚五分
 - 一 御部屋割貼札 六枚 小高二尺四寸五分 竪一尺三寸五分 幅二尺二寸 厚六分
- 紙片に「皇族」「侍從」「勅任官」「奏任官」「判任官以下」「供進所」と墨書せるもの

御膳水は東半丁を隔つる川崎林藏宅現在金田せつ所有の井水を御用に供せり。昭和十一年史蹟名勝天然紀念物保存法により史蹟として指定を受けたり。

一四九



明治天皇水丘御野立所附近地圖 第四十五圖

(陸地測量部五萬分一地圖)

明治天皇水丘御野立所

(圖版第五十五)

加古郡水丘村大野、播磨稻日太郎姫命日岡陵に隣接せる水丘山の頂上にあリ。山陽線加古川驛の北方二十五町に當り、播丹線日岡驛よりは約四丁西方に當る。

明治三十六年十一月播磨平野に於ける陸軍特別大演習を御統監遊されし際、御野立あらせられし處なり。即十一月十三日午前六時三十分大本營なる舞子有栖川宮御別邸現住友別邸を御出門遊され、同七時舞子假驛御發車、同七時三十五分加古川驛御著車、御馬車にて同八時水丘山麓に御著あり。それより御徒步にて御野立所の設けられし水丘山頂

の平地迄御登攀遊され、此處にて戰鬪演習を御親裁遊されしなり。而して畏くも御野立のまゝ御晝餐を召され尋で外國武官へ拜謁を仰付られたり。馳て午後一時に到り演習中止を仰出され夫より御下山、山麓なる日岡神社境内に於て統監部將校に謁を賜ひ東軍司令官より是日の戰況上奏を聞召され、畢つて御馬車に乗御、午後二時御發輦、同二十分加古川驛御發車、同五十五分舞子假驛に御著、大本營に還幸遊されたり。

此の地標高五十米にして南に播磨灘を望み脚下には播磨第一の大河、加古川の作る沃野拓け眺望絶佳なり。御統監所たる故なしとせず。今日岡神社の所有地に屬し衆庶遊覽の地たり。臺地中央に郡役所の設立にかゝる記念碑あり。遙かに山麓よりも望むを得て人をして聖徳仰慕の情を起さしむるは悦ぶべし。方三間の玉垣に圍まれ高さ七尺幅方一間半の臺座上に立ち、高さ九尺幅四尺を測る。碑銘に曰く

(表) 駐蹕之所

(臺座裏) 明治三十六年十一月十三日方陸軍特別大演習大元帥陛下駐駕於此地因郡有志

胥謀請正三位勳一等服部一三題字爲記念建此碑

兵庫縣加古郡長從六位勳五等

山

田

如

秀

印 南 郡

明治天皇阿彌陀御小休所

〔圖版第五十六―第五十七〕

印南郡阿彌陀村阿彌陀貳千八百四拾壹番地の壹、安養山地藏院境内にあり。山陽線曾根驛より舊國道(舊山陽道)を東行する事約八町にして達す。國道の南側鐵道線路との間に位置せり。

明治十八年夏、山口廣島岡山三縣御巡幸の後本縣管内を山陽街道を経て御通輦の砌、八月九日御小休ありし處なり。御座所に宛てられしは地藏院の書院にして此建物は舊狀を完全に保ち現存す。木造瓦葺平屋建にして本堂の北側に位置せり。御座所は西南隅の拾疊座敷にして西側に床脇床を有し、南には椽あり、庭園に面す。東側は一部椽を有し、一部は次室の三疊間に接す。北は控間として御使用ありし拾疊の座敷にして、北に椽を有し庭園に對す。兵庫縣記録中の御部屋割圖によれば此の椽の西端に接續して御厠の設備をなせり。

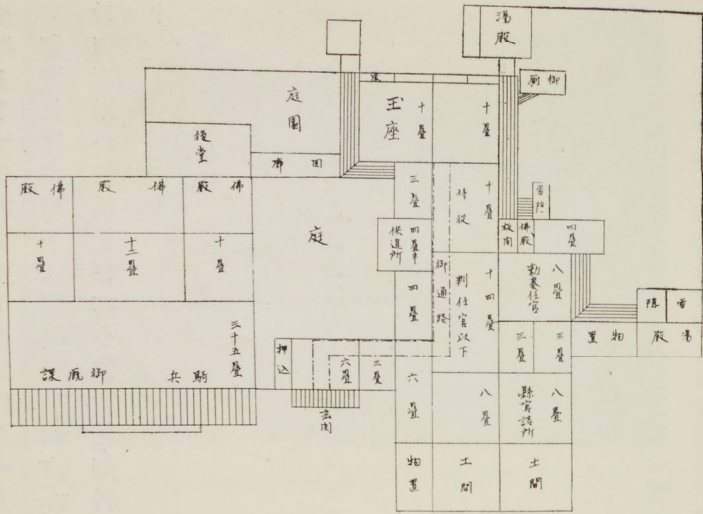
臨御當日の御模様を顧るに、是日午前六時四十分行在所なる姫路本徳寺御發輦、

城内練兵場に於て觀兵式天覽あり。



圖地近附所休小御陀彌阿皇天治明 圖六十四第
(圖地一分千五萬二部量測地陸)

と云ふ。本堂横の玄關より御座所迄御通過の室には白布を敷き通御に備へ、御座



明治天皇阿彌陀御小休所

(録記縣東兵) 圖割屋部御所休小御陀彌阿皇天治明 圖七十四第

所には豫て當所にて調ふる所の二脚の御卓子と、宮内官の携行せる黒塗銀金物造の折疊式椅子を置き、室の一隅には天覽に供すべく當時大鹽濱附近に産せる等身大の片爪を有する蟹を籠に入れて置く等の準備を整へ着御を待ち奉る間に、御馬車のまゝ玄關迄入御あつて直ちに御座所に入らせられ、宸憩約三十分にして九時廿八分再び御馬車にて御發輦遊されたり。
御座所は爾來使用を禁じ、御料車子等御下渡を受けし品を當時の狀態に近き狀況のまゝ安置し、完全に

聖蹟として保存しつゝ、今日に及べり。

御遺品は右卓子二脚大 高二尺四寸五分 横二尺六寸五分 小 高二尺四寸五分 横二尺二寸五分の他、御小休所札竪七寸三分 横二寸一分 厚九分金一封御下賜の包紙及び御小休所札御料卓子御下渡に關する左の如き公文書二通なり。

巡第六八七號

播磨國印南郡阿彌陀村

地藏院

今般御通輦之際設置相成候御小休所建札壹枚下賜相成候條鄭重保存スヘシ
右相達候事

明治十八年八月廿二日

兵庫縣令 内海忠勝 團

郡第七六三號

阿彌陀地藏院

本年八月御巡幸之節 御小休所ニ屬スル御料卓子御厠及家屋ニ附着セル壘表等營繕物ハ家主へ下賜相成候旨被達候條此旨傳達候事

明治十八年十二月十七日

印南郡役所 團

本堂前南側に北面して記念碑あり。大正四年御大典記念事業として村民有志の寄附により阿彌陀村の建設せしものにして、總高二丈三尺四寸、圓柱の直径一尺五寸、臺座基部の幅方九尺あり。碑銘に曰く

(台座正面) 御駐輦之處 實忠

(同 南側) 明治天皇自九州御還幸之砌 自彊

(同 東側) 御小休記念 義信

(同 西側) 正三位勳一等 服部一三書 勤儉

尙通御ありたる北門へ通ずる道路の入口に

「明治天皇御遺蹟地藏院」と刻せる指導標あり。



第四十八圖 地藏院本堂 (右手支關は御車寄せられしこと)

是亦大正四年十一月御大典記念に建設せしものなり。御膳水は同村内の中野武四郎宅の井水を御用に供したる事記録に見ゆ。

昭和九年十一月一日史蹟名勝天然紀念物保存法により境内の内實測百二十九坪五合二勺は史蹟として文部大臣の指定を受けたり。

飾 磨 郡

明治天皇御着御小休所

〔圖版第五十八―第六十〕

飾磨郡御國野村御着字東丁九百五拾四番地、天台宗北條山延命寺境内にあり。

山陽線御着驛の東方約十町、舊國道(舊山陽道)の北側に位置し新國道の南に當る。

明治十八年夏、山口廣島岡山三縣御巡幸より御歸還の途、本縣管内御通輦の砌、八月九日御小休遊されし處にして御座所は延命寺の書院奥座敷なり。

右建物は本堂の東に位置し、木造瓦葺平屋建にして寶曆年間建築のものなり。大正三年腐朽の爲め庫裡の大部分は改築されしも、御座所のみは屋根替等の修覆を加へしのみにて出來得る限り舊狀を保存し今日に至れり。兵庫縣記録中の御小休所御部屋割圖によりて舊建物間取を知り得るにより現状と比較せん。御座所は建物の北西隅を占め廣さ八疊にして北に床敷込違棚あり、西には出書院を附す。西は廊下に面し、中庭を隔て、本堂に對する事今も同じ、南は十疊の次の間に續けるも、今は是より南部を改築せるため廊下によつて隔てられ、此の部分は



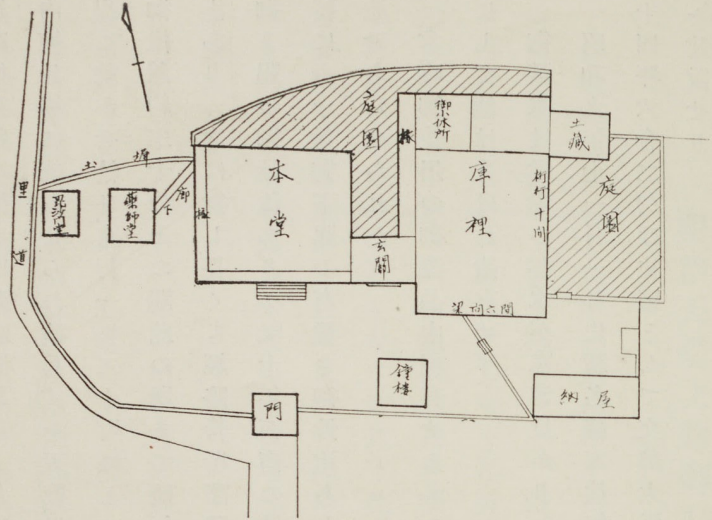
圖九十四第

圖地近附所評講御脇山及所立野御鈴上・所休小御着御皇天治明

(圖地一分千五萬二部量測地陸)

舊規を失へり。東側は六疊間に續きその東に御厠を設く。此の部分も現狀はやゝ異れり。御座所は明治天皇御成之間として使用を禁じ御眞影を掲げ、聖蹟として鄭重に保護を加へつゝあるは喜ぶべし。玄關は元本堂脇にありて御馬車は横付けになり、之より十二疊の玄關の間を經、廊下を御通過になりて御座所迄入御遊ばされたりと云ふ。改築後玄關位置少しく前方に變更せられたり。

本堂前、玄關横に記念碑あり。大正二年四月飾磨郡私立教育會及び御國野、四郷花田谷内谷外各村教育會並びに延命寺檀徒の醸金により設立されしものに



明治天皇御着御小休所

(前築改) 圖面平狀舊寺命延所休小御着御皇天治明 圖十五第

して、高さ約六尺の臺石上に高六尺、幅三尺四寸厚一尺餘の自然石を立て、天台宗日光山輪王寺門跡の筆にかゝる、「明治天皇駐蹕所」の七字を鐫る。裏面には左の碑文あり。

明治十八年夏六龍西巡幸之途次駐蹕於本利賜金若干何光榮如之乎、越大正二年四月飾磨郡私立教育會並御國野四郷花田谷外谷内各村立教育會及本刹檀越醸金樹碑爲

天皇駐蹕之記念因敍其事諭後昆

延命寺第二十世惠慶謹識

御巡幸當日の御模様を顧るに八日早朝岡山縣より、本縣管内に進御あり、赤穂揖保二郡を御通過遊され、

姫路行在所本徳寺に御駐泊あり。九日午前六時四十分早くも行在所を御發輦、城内練兵場に成らせられ觀兵式を天覽、畢つて午前七時十四分御發輦、此の日の御行程に就かせ給ひ、東行一里二十町にして、午前八時當御小休所に御著遊ばされたり。御休憩約三十分、その間此の所まで隨行の岡澤陸軍少將より觀兵式天覽の御禮言上あり。之に對し畏くも姫路營所諸將校以下兵卒迄一同へ酒肴料として金一封御下賜の御沙汰あり。又十年西南の役に戰死せる軍人の爲に記念碑建設に就き特に金一封御下賜の有難き御沙汰あり。午前八時二十八分再び御馬車を召し御進發あらせられたり。

當時御使用の御遺品中現存せるものは白木の御料卓子一脚(高二尺三寸 堅一尺六寸四分 横二尺七寸六)のみにして他は失はれ遺存せず。

御膳水は當寺の井水が水質良かりし爲、御用水として指定を受け御用に供せり。昭和九年十一月一日史蹟名勝天然紀念物保存法に依り、延命寺境内の内、實測四十四坪六合二勺は史蹟として文部大臣の指定を受けたり。よつて標識及注意札を建設せり。

明治天皇上鈴御野立所

〔圖版第六十一—第六十二〕

飾磨郡四郷村上鈴字元取山四十七番地元取山々頂にあり。山陽線御着驛より西南を望めば七丁餘を隔て、一丘陵の踞るを見るべし。是即元取山なり。國道を西行すること三町にして南下(左折)し、更に約五丁にして麓に達す。是より山頂迄急坂約一丁あり。山嶺は四拾坪餘の平地をなし樹木なき爲眺望四方に自在にして、播州平野の中心をなす市川下流の沃野すべて指呼の中にあり。西北遙かに白鷺城を望み東南に白濱東方の海岸線を見、南は小富士(仁壽山)に對し眼下には鐵路を隔て、播磨國分寺、檀場山古墳等の名蹟を見る。高度さして高からずと雖展望誠に優れたり。

明治三十六年十一月播州平野に於ける陸軍特別大演習を御統監遊ばされたる際御野立あらせられし處なり。即十一月十五日午前七時二十分明石郡舞子なる大本營有栖川宮御別邸(現住友別邸)を御出門遊され、同三十分舞子假驛を御發車、同八時三十分御着驛に御著車あり、それより御馬車を召され、同八時三十五分當山麓

に著御此處にて御馬に御召替ありて山麓を廻り東側に到らせ給ひ、それよりは畏くも御徒歩にて急坂を御登攀遊され、山巔に達せられ、爾後零時二十五分演習中止に到る迄約四時間に涉り東西兩軍の攻守戦闘演習を御親裁遊されたるなり。而して零時五十分御野立のまゝ御晝餐を召されて後御下山、山麓なる宇山脇に於て御講評並びに勅語御下賜及び賜謁の儀あり。畢つて午後二時十五分御馬車にて御發、御着驛より汽車に乗御あつて還幸の途に就かせ給へり。

今此の地は村有に屬し、記念碑を建設し、聖蹟顯彰の法を講ぜり。碑石（高六尺二寸幅二尺二寸乃至三尺）は東面し六角形の臺座（高六尺二寸幅一尺八寸）上に立ち左の文字を鐫る。

（表） 駐蹕之所

（裏） 明治三十六年十一月

統監陸軍大演習於此

侍從長從一位勳一等侯爵徳大寺實則謹書

明治天皇山脇御野立所

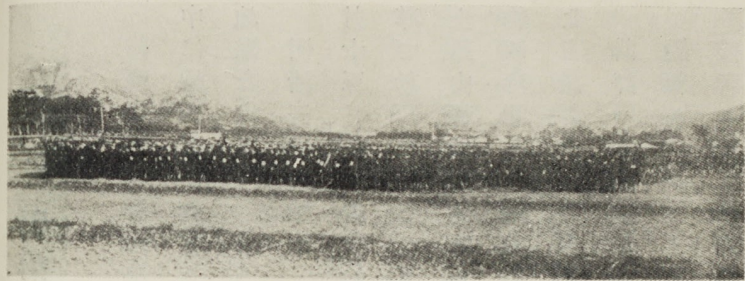
〔圖版第六十二〕

飾磨郡四鄉村山脇にあり。山陽線御着驛の西約六丁、國道と鐵路との中央耕地中に位置し、四鄉村上鈴千木良榮吉の所有地に屬す。上鈴御野立所の北約三丁の地點なり。

明治三十六年十一月、播磨平野に於て陸軍特別大演習を御統裁遊されしが、十一月十五日演習終了に際し、東西兩軍將校を召集し、參謀總長をして講評せしめられ、尋で勅語を賜ひたる際、御野立あらせられたる處なり。即、是日午前八時三十五分上鈴山麓に着御あらせられ、山巔御野立所に於て、兩軍戦闘演習を統監遊さるゝ事約四時間の後御晝餐を召され畢つて當地點へ移らせ給ひ、兩軍將校に對し參謀長より講評せしめられ、左の如き勅語を賜へり。

講評ハ參謀總長ニ命シテ爲サシメタリ

朕親シク演習ヲ統監シ機動ノ稍々宜シキニ適ヘルヲ認ム蓋シ用兵ノ妙ハ實驗練磨ニ待ツモノ多シ汝等尙益々奮勵シ速ニ大成ノ域ニ達セヨ



第五十一圖 山脇御講評所狀況

尋で英國東洋艦隊司令長官ブリツチ公使官附武官並に長官の幕僚及内閣書記官以下四名へ謁を賜ひ、午後二時十五分御發車、三時二十三分御着驛、御著、同二十五分御發車、三時二十六分舞子假驛御著車、大本營へ還御あらせられたり。

今此の地點は方一間の地を劃し東面して記念碑を建設せり。銘文に左の文字を刻す。

(表) 駐蹕之所

(裏) 明治三十六年十一月十五日

講評陸軍大演習於此

侍從長從一位勳一等侯爵徳大寺實則謹書

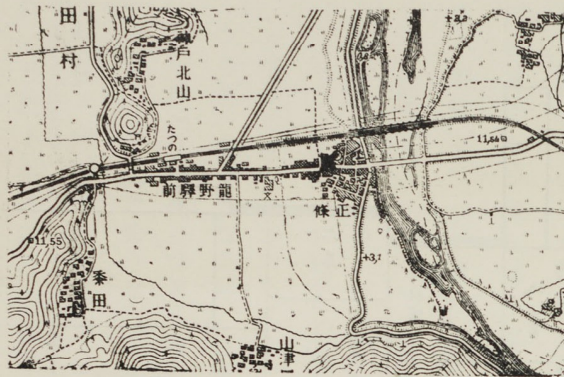
捐保郡

明治天皇正條行在所

〔圖版第六十三―第六十四〕

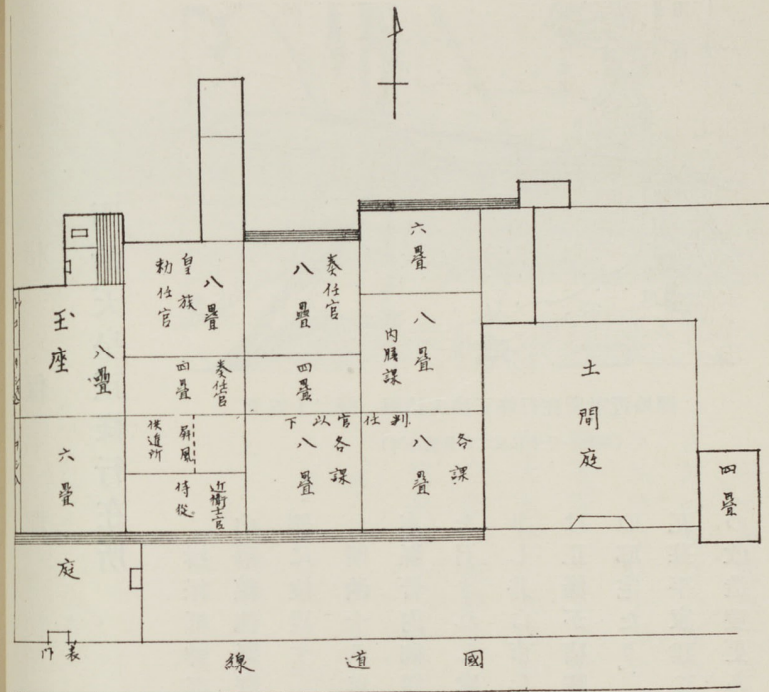
揖保郡神部村正條二百三十七番地にあり。山陽線龍野驛の東約十町、國道舊山陽道の北側に位置す。

明治十八年、山口・廣島・岡山三縣御巡幸の後本縣管内御通輦の砌、八月八日御駐輦、御晝餐を召されし處にして、御座所として御使用ありし井口市兵衛所有の家屋現存す。右家屋は正條が宿驛たりし時の本陣にして井口家の邸宅たり。現所有者は井口新なり。木造瓦葺平家建にして道路に沿ひ南面す。多少の改造變更あるも略舊規を存せり。御座所



第五十二圖 明治天皇正條行在所附近地圖

(陸地測量部五萬分一地圖)



明治天皇正條行在所御部屋割圖 (錄肥縣庫兵) 圖三十五第

に充てられしは西北隅の八疊の座敷にして北は庭に對し、南は玄關に續く六疊間に接す。北側の椽には今濡椽及び土藏に通ずる廊が設けられあるも之は元無く、北側東寄りに御厠の設備ありしもの、如し。表門も當時の儘存す。御駐輦當日の御模様を顧るに、八日早朝岡山縣和氣郡三石の行在所を御發輦ありし車駕は船坂峠の嶮を越えて本縣管内に入

らせられ、梨ヶ原東有年入野の御小休所を経て午前十一時五十五分當行在所に御著あらせられたり。入野御小休所よりの距離一里二十三町、全御行程將に七里に近く御疲勞の程も拜察されて畏し。御座所には豫て毛氈を敷き詰り、襖を外し金屏風を立て通風を圖り臨御を待ち奉り。宸憩四十五分、此の間晝餐を召され又種々天覽あり。「西巡日乗」に曰く

市兵衛古器畫ヲ排列シテ御覽ヲ。請フ琵琶一面磯浪ト銘ス、平重衝の遺愛。繪馬古法眼元信ノ筆。鏡丸一個文祿征韓ノ役唐島ノ戰ヒ敵軍脇坂安治ノ艦中ニ注射セル者ノ毒彈ナリト云フ。韓箭五本榮壺一個此役獲ル所。後醍醐天皇繪旨。愛染明王ノ像。俱加置ノ劔ハ天皇楠正成ニ賜フ所、又正成軍令狀アリ。物産ハ室津製ノ皮革各種龍野産壘紙縁及ビ醬油等アリ。揖西郡荊屋村ノ浦民、長尾伊兵衛以下五名連署シテ生鯛二尾ヲ獻ズ。往古神功皇初三韓ヨリ歸朝ノ時及ビ後醍醐帝隱岐ヨリ還幸ノ時並ニ光明帝即位ノ時進獻セル佳例ニヨルト云。縁由書ヲ副ヘ上ル。即チ之ヲ嘉納シ給ヒ賚フニ金若干ヲ以テス。

午後一時四十分御馬車を召し御發輦遊され、凡十町にして揖保川々岸に達せられ一旦御下車、幕張の内御床にて暫時御休息遊さる。その間に御馬車を川向ふに廻し、懸て豫て舟を維て造る所の浮梁を御徒歩にて渡御あり。東岸にて再び御馬

車に召され、揖保郡鵜なる御小休所に向ひ御進發あらせられたり。

當日御使用の御品中現存せるものは、御晝休所と墨書せる檜材の建札(竪三尺五寸、幅一尺一寸二分)

個、火鉢一對にして何れも井口家の所藏に屬す。御料卓子は失はれてなく、御厠は破却せられその木材の一部を遺存すと云ふ。御膳水は東三軒隣の圓尾利八郎方の井水を以て御用に供し奉れり。右井戸は現存す。現在戸主は利八郎子重太郎なり。

家屋の中央正面に道路に向ひ



品用使御所在行條正皇天治明 圖四十五第

て記念碑あり。左の文字を講る。

(正面) 明治天皇御駐輦趾

(左側面) 臨時帝室編修官長正三位勳一等三上參次敬書

(右側面) 昭和三年十月

(臺石に嵌入の銅板銘)

明治十八年七月 聖上海路中國ヲ巡幸アラセラレ陸路還幸ノ御途次同八月八日

駕ヲ此ノ地ニ駐メ給ヘリ當時ノ行在所今尙存ス茲ニ有志胥謀リテ記念碑ヲ建テ

聖德ヲ瞻仰スル微衷ヲ表シ奉ル

昭和三年八月

兵庫縣史蹟調査委員文學士渡部多仲謹撰

昭和九年十一月一日史蹟名勝天然紀念物保存法に依り、宅地の内、實測五十坪一合二勺は史蹟として文部大臣の指定を受けたり。よつて標識及注意札を建設せり。



明治天皇鷓御小休所附近地圖 第五十五圖

(陸地測量部二萬五千分之一地圖)

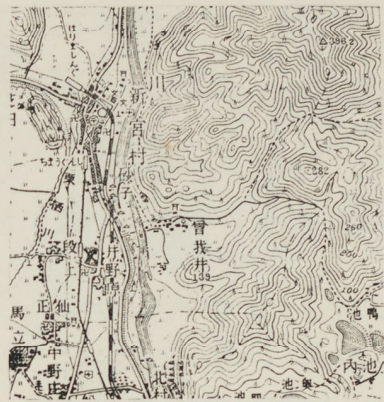
明治天皇鷓御小休所

明治天皇鷓御小休所

〔圖版第六十五—第六十九〕

揖保郡鷓町千三百六十五番地にあり。山陽線龍野驛の東約一里十町に當り鷓町繁華の中心たる國道(舊山陽道)の北側に位置す。明治十八年夏、山口廣島岡山三縣御巡幸の後本縣管内山陽道を御通輦の砌、御小休ありたる處なり。御小休所として御使用ありしは大西勘兵衛所有の住宅にして現在三木貴一の居宅として現存す。然れども御座所に充て奉りたる同家離座敷は、明治二十二年揖保郡新宮町猪野原丸山宗兵衛に買収せられ、同年八月新宮町猪野原に移築せられ、其の跡は三木邸の庭園となれり。幸に兵庫縣記錄

中に御小休所御部屋割を記せる平面圖存するを以て舊狀を硯知するを得。之に依れば離座敷は八疊二間にして、東南北に椽を圍らし、母屋の北に接して南北に長く位置する建物なり。北側の座敷を御座所に充て、國道に面して設けられたる門



第五十六圖
御小休所建物現存位置附近地圖
(陸地測量部五分一地圖)

に對せる母屋の六疊間と南の八疊間とを廊下を以て結び、門より眞直に六疊を横ぎり假廊下を経て御座所に入らせらるゝ様設備をなせり。従つて舊狀のまま現存せる元母屋の建物中、西端の六疊間のみが通御ありし部屋なり。門は舊位置に存すれど多少改造せられ舊觀を失へりと云ふ。

御座所建物の現在位置は姫津線新宮驛の南約十町、龍野より新宮に通ずる縣道に沿ひ西側に位置す。現所有者は丸山宗重郎にして住宅として使用す。家屋は舊位置とほゞ同じく東面して建てられ南の八疊間より東へ建繼ぎをなせるを以

て、南半は舊狀を損するも御座所の八疊間はよく舊規模を遺せりと云ふ。

御巡幸當日の模様を顧るに是日朝岡山縣より本縣管内に入らせ給ひ、山陽道を経て東へ進御あり、正條行在所井口邸にて御晝餐を召され、午後一時四十分御發輦、揖保川を越え給ひ午後二時十三分當御小休所に御著輦遊ばされたり。而して御小休三十分餘にして二時四十五分再び御馬車を召され東へ向け御進發遊されたり。宸憩中東北に横はる龍山の景を御賞覽あらせられたりと云ふ。御小休家屋の所有者大西家の退轉により當時の御遺物の傳ふるなく、唯御用に供せりと云ふ。手桶(口徑九寸、高一尺七寸)杓子を現所有者三木家に傳ふるのみ。

御膳水は當家屋内の井水良質にして試験に合格し御用に供せり。その井戸現存し井戸脇に左の如き檢定札を今に貼附しあり。

第十五號

上等水

兵庫縣御用掛 長谷基一

明治十八年八月一日試驗

當御小休所は未だ記念碑等による保存顯彰の設備なく目下計畫中なりと云ふ。

其の必要を認むる故に實現の早きを期するものなり。

明治天皇山田御小休所

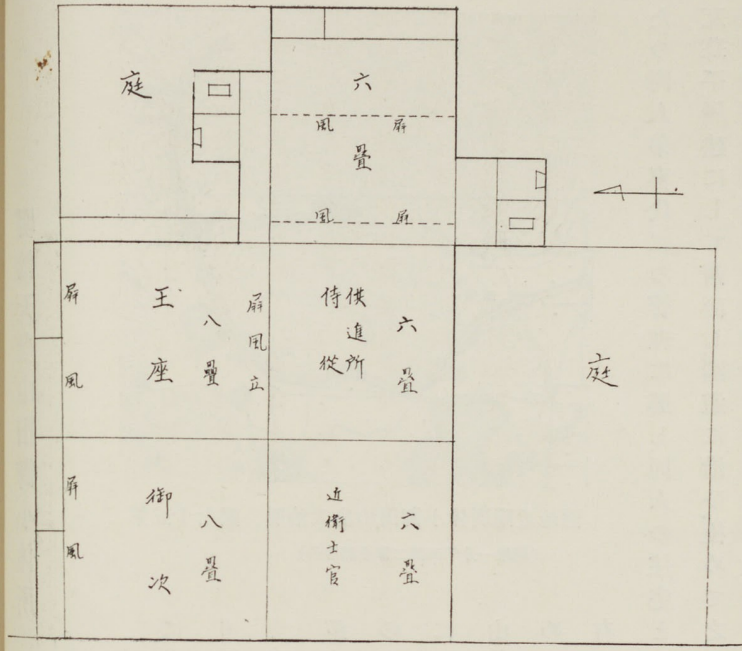
〔圖版第七十一第七十二〕



明治天皇山田御小休所附近地圖 第五十七圖
(陸地測量部二萬五千分之一地圖)

揖保郡太田村山田四百三十二番地
 にあり。姫路驛より西方約二里に當
 り國道(舊山陽道)に接し東側に位置す。
 明治十八年夏、山口廣島岡山三縣御
 巡幸に引續き本縣管内山陽道御通輦
 の砌、八月八日御小休遊ばされたる處
 にして、御座所として御使用に供せし
 山本喜三郎所有の家屋は今舊規を極
 めてよく保存して遺存せり。現在所
 有者は喜三郎孫喜三二なるが、他出の
 者として使用せらる。間口八間の木造

ため同人弟喜代二の管理に屬し、同人の住宅として使用せらる。間口八間の木造瓦葺平屋建にして西面し、國道に沿ひ、極めて之に近接して建築せられ、もとは道路



第五十八圖 明治天皇山田御小休所部屋割圖 (兵庫縣記録)

より直接座敷に出入なせり。最近トタン板の塀を設けしにより舊觀を變ぜり。御座所に充て奉りしは東北隅の八疊座敷にして、東に椽を有し中庭に臨む。兵庫縣記録中の御部屋割圖に依れば此の室が床を有せざるを以て、北の押入襖の前及南に續ける六疊間(供進所及侍從控室に充つ)との間の襖の前に屏風を立て繞らせしもの、如し。西に續く八疊間は、御座所へ入らせらるゝ際御通過あり

し室にして道路より直接入らせ給へりと云ふ。又御厠は御座所前庭に設けられ廊を通ぜり。當建築は明治十七年の建築にかゝり、行幸當時は恰も新築早々なりに依り、御座所となるの榮に浴せるなり。

當日の御模様を顧るに、八日朝岡山縣より本縣管内に入らせ給へる聖駕は、御豫定の御行程を無事に過ぎさせ給ひ、午後三時十四分、此の日の最後の御小休所たる當所に著御遊されたり。鶴御小休所より此處に到る距離一里餘なり。午前の御行路が多く溪谷なりしに此の邊に到るに及んで平野遠く開け眺望豁如たり。「西巡日乗」に「彌望秧田、微風徐に度り翠浪萬頃、亦人目を悦ばしむ」とあり。以て叡感を推察し奉るを得べし。宸憩三十分餘にして三時四十七分御發輦遊され、笹峠を越えて御駐泊地姫路に向け最後の御行程を急がせ給へり。

行幸當時の状態を良く保存せる當家は、又御遺品の多くを保存せり。次に列舉せん。

- 一、建札 竪二尺幅六寸八分厚さ八分の板に「御小休」と墨書す。長さ三尺六寸幅一寸八分の杭を副ふ。

一、御料卓子 二、脚

大 高二尺四寸五分 整一尺六寸五分 幅二尺七寸
小 高二尺四寸五分 整一尺三寸六分 幅二尺二寸三分

一、御下賜金包紙

一、建札 一枚

竪一尺八寸三分 横八寸五分 厚二分五厘の板に「皇族以下御休所」と墨書す。

一、貼札 三枚

部屋割の爲のものにして竪九寸横三寸五分の紙片に「侍從」「近衛士官」「供進所」と墨書す。

一、道路標識高札

竪八寸六分 横一尺二寸 厚一寸の木札にして「笹峠降二町内半町急、貳町半緩」と墨書す。當所の北にある笹峠御通過の際の注意に用ひしものなり。

一、御使用品御下渡に關する公文書

巡第六八七番

播磨國揖東郡太田村山田村
山本喜三郎

今般御通輦の際設置相成候御小休所建札壹枚下賜相成候條鄭重保存すべし
右相達候事

明治十八年八月廿二日

兵庫縣令 内海忠勝 印

播磨國揖東郡太田山田村

山本喜三郎

先般御通輦御小休の節御使用相成候御料テ一ブル御廁一切下賜相成候旨其筋ヨリ被達候條此段相心得夫々鄭重保存可致此旨相達候事

明治十八年十一月十七日

揖東郡長 荒木春平 印



第五十九圖 明治天皇山田御小休所御使用品

御廁もその位置を變へ庭の東隅に遺存す。又御膳水は水質検査に合格せる當家の井戸水を用ひ給へり。即、左の如き文字を墨書せる水質検査札（竪一尺三寸三分、横六寸二分、厚一分）

を現存す。

第拾四號

上等水

兵庫縣御用掛 長谷基一

明治十八年八月一日試驗

昭和十一年史蹟名勝天然紀念物保存法により史蹟として指定を受けたり。

赤穂郡

明治天皇梨ヶ原御小休所

〔圖版第七十二—第七十三〕



明治天皇梨ヶ原御小休所及船坂峠附近地圖 第十六圖 (陸地測量部地圖)

明治天皇梨ヶ原御小休所

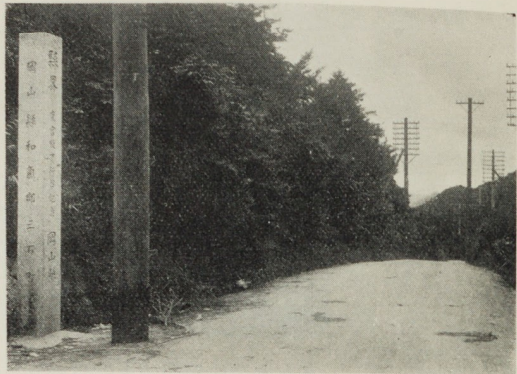
赤穂郡船坂村梨ヶ原字中溝筋二百五十一番地にあり。山陽線有年驛より舊山陽道を西する事約二里半にて達し得。國道北側に位置し同村小林卯太治の所有に屬す。

明治十八年八月八日、山口、廣島、岡山三縣御巡幸を終へさせ給ひ、山陽道を経て御歸還の御小休ありたる處にして、御座所たりし瀧川武平宅は今失はれてなく、同邸の所在地に當る地點に記念碑を建設し以て聖蹟の標識となせり。碑は昭和三年五月、

縣費補助の下に船坂村の建設せるものにして、碑文は故陸軍大將男爵田中義一の書になる。「明治十八年八月八日 明治天皇駐輦之碑」とあり。船坂村村長の管理する所となす。

御駐輦御小休の光榮に浴せし瀧川武平宅がその後破却せられ、その舊狀を窺知し得ざるは遺憾なり。然れ共幸にして兵庫縣藏の記録中に臨御の際御使用の御部屋割を記入せる同家平面圖が存し之に依り舊規を察するを得。之に依れば同家は間口四間奥行七間半、疊數四十三疊の平家建にして八室あり。御座所は北東隅の六疊の座敷にして、東側に薄縁敷の椽を設けしもの、如し。右敷地址には今民家(小林卯太治所有平屋建築)が建設せられ舊態を偲ぶに縁なし。

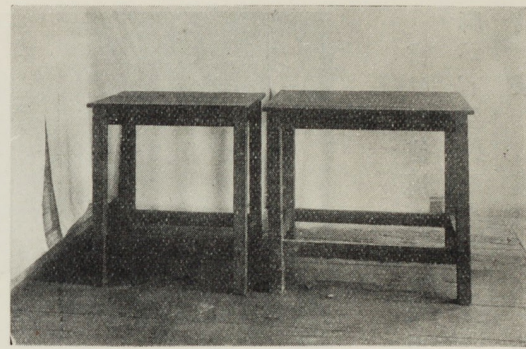
御通輦當日の御模様を窺ふに、是日午前六時卅六分岡山縣和氣郡三石町(當時三石村)なる行在所寶珠院を御發輦あり。凡廿六丁にして同郡同村字船坂御著、之より船坂峠の嶮にかゝるに依り御馬車を降り御馬を召され、羊腸たる坂路を進御なし給へり。峠頂は即播備の國境、兵庫岡山兩縣々界なれば此處に内海兵庫縣令池田少書記官脇坂警部長奉迎す。之より下坂約十五町にして峠下なる本御小休所



第六十一圖 山陽街船坂峠兵庫岡庫山縣界

に著御あらせられたり。時に七時九分。船坂より此處に到る廿七町なり。かくて三縣御巡幸の事全く畢り、千坂岡山縣令渡邊警部長は拜謁仰付けられ謹んで拜別し歸縣せり。さきに縣界にて奉迎せる内海縣令池田少書記官脇坂警部長亦拜謁仰付けられたり。宸憩三十分にして御發輦仰出され、七時四十分御馬車により御發、凡十四町東なる鯉峠下に於て再び騎に換へて鯉峠を越え給ひ、更に之より東方十四町なる赤穂郡西有年村字馬路に於て御馬車に御召換へ遊され、御旅程を急がせ給へり。

當日御使用の品は瀧川家の轉出と共に失はれて現存するもの少し。御卓子二脚が有年村西有年大圓寺に傳はりて藏せらるゝを唯一の記念品とす。三十餘年前檀家たる瀧川家より寄進を受けしものなりと云ふ。



明治天皇原小御所御用卓子 圖二十六第

御巡幸に先立ち命を受けて調製し、御使用後御下渡しになれるものにして、各御小休所に傳るものと略同種の品なり。その法量、大なるは竪一尺六寸横二尺七寸高二尺四寸五分、小なるは竪一尺三寸五分横二尺二寸一分高二尺四寸五分を測る。尙御膳水は同梨ヶ原田中源七宅(現在田中三吉)の井戸を御使用遊されたり。此の井戸も山陽線敷設に際し線路敷地となりし爲取毀たれたり。

明治天皇西有年御野立所

〔圖版第七十二〕

赤穂郡有年村西有年字長根三千八番地ノ三十三ノ二にあり。山陽線有年驛の西約一里十町に當り舊山陽街道(現國道)が鯉峠の坂路にかゝらんとする地點なり。有年村西有年百七十二番地松本仙吉の所有地に屬し、面積二畝十三歩あり。有年村々長の管理に屬す。

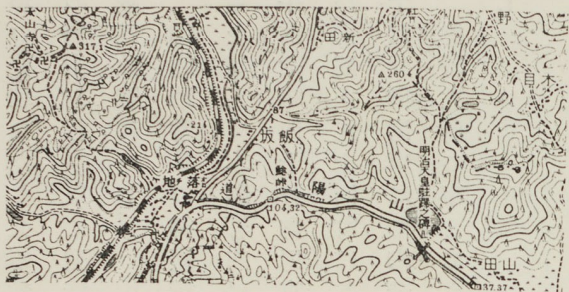
明治十八年八月、中國三縣の御巡幸より御歸還の途、同月八日管内山陽街道御通輦の砌、御駐蹕なし給ひし聖蹟なり。記念碑あり。その碑文に曰く

明治十八年八月八日

今上天皇 駐蹕之碑

從三位勳一等 大鳥圭介謹書

明治二十九年八月建



明治天皇西有年御野立所附近地圖 第三十六圖

(陸地測量部五萬分一地圖)

蓋本縣下に存する明治天皇聖蹟記念碑中最古のものなり。大正十三年五月五
垣の修理をなし、又昭和三年御大典記念事業として青年團の發企によつて松櫻等
の植樹を行ひ、以て聖蹟の保護に努め今日に及べり。背後に馬路池あり、景勝森
巖風致勝れたり。

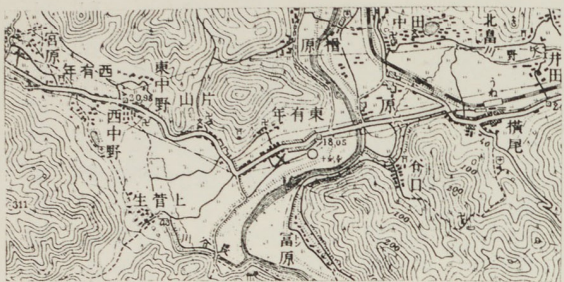
御通輦當日の御模様を顧るに、是日早旦岡山縣三石町行在所を御發輦、船坂峠の
嶮を越えて本縣管内に進御、先づ船坂村梨ヶ原に所設の御小休所にて宸憩あり。
午前七時四十分御馬車を召され御進發遊され、鯉峠下にて御馬に召し換へさせ給
ひ、御騎乗凡十四町にして午前八時十分當所に著御あり。宸憩二十分餘、同八時三
十四分御馬車にて御發輦遊されたり。

御野立所の事としてさしたる設備もなかりし故當時の御遺品の現存するものな
し。

明治天皇東有年御小休所

〔圖版第七十四—第七十七〕

赤穂郡有年村東有年字町ノ南二百四番地ノ六に
あり。山陽線有年驛より國道舊山陽街道を西する
事約十八町にして達す。明治十八年八月八日、山口
廣島岡山三縣御巡幸を終へ給ひ、山陽街道を経て還
幸の途、御小休ありたる處なり。東有年は往昔山陽
道の宿驛たり。當時の本陣たりし柳原邸、當時戸主
柳原逸郎選ばれて御小休所となり龍駕を迎へ奉れ
り。然るにその後年を経ずして同家は破却の止む
なきに到りしが、當事者の配慮によりて幸にして御
座所となりし座敷及び次の間の一部のみは移築保
存せられしも他は失はれたり。今その敷地の内舊
御座所址を中心として二十六坪を村有地となし記



明治天皇東有年御小休所附近地圖 第六十四圖

(陸測部五部一分一圖地)

念碑を建設し聖蹟として保護顯彰の施設をなせり。記念碑位置は道路より約二十間南に隔り人家の背後に位置す。大正十三年十二月當時柳原家の戸主にして現在神戸市神戸區中山手通七丁目七十一ノ一居住の柳原逸郎が發企し村民相議り縣費の補助をうけ建設せしものにして、右年村々長の管理に屬す。銘文に曰く

(正面) 明治天皇駐輦記念碑

(南側面)

陸軍大臣 字垣一成謹書

(碑文)

畏クモ

明治天皇山陽道ヲ御行幸還御ノ途次

即チ明治十八年八月八日元本陣

柳原逸郎氏邸ニ輦輿ヲ駐メ御休憩在ラセラル

然ルニ該邸ハ今ヤ廢絶シ御遺蹟

ノ湮滅センコトヲ恐レ茲ニ御座所趾ニ碑ヲ建テ以テ其榮ヲ後世ニ傳フ矣

赤穂郡長 今 田 榮 次 書

臨幸當時の建物の概況は兵庫縣藏の行幸關係記録中に存する御小休所御部屋割平面圖によつて推察するを得。之に依れば同家は東西二十一間南北二十間の塀を繞らせる宏大なる宅地を有し國道より約七間を隔て、南側に位置し、國道とは幅二間の里道を以て結ばる。母家は平家建にして北面し、間口十二間奥行六間

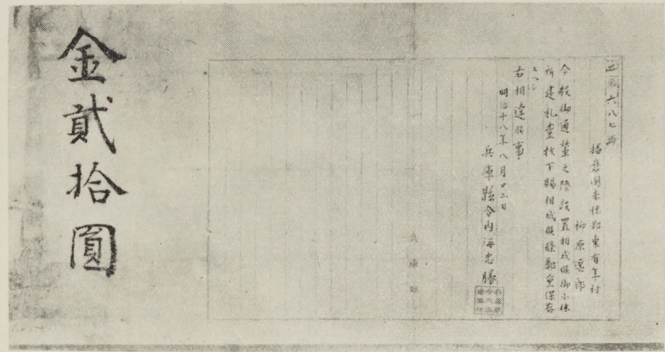


圖五十六第
圖地近附置位存現物建休小御有年東
(圖地一分萬五部量測地陸)

あり。御座所は東南隅の八疊の座敷にて、西側に隣して十疊の御次の間あり。此の二室は南と東に幅一間の鞘間を繞らし更に椽あり。之を隔て、庭園に對す。

本建物破却に際し、此の二室のみ幸に保存の道が講ぜられ赤穂郡尾崎村小川傳次郎の所有に歸し尾崎村に移築せられ引つゞき同家の邸宅として今日に及べり。現在所有者は小川三郎なり。其の位置は赤穂より御崎へ通ずる道路に沿ひ、八幡神社の東隣の地にして、移築は明治廿年の事なりと云ふ。

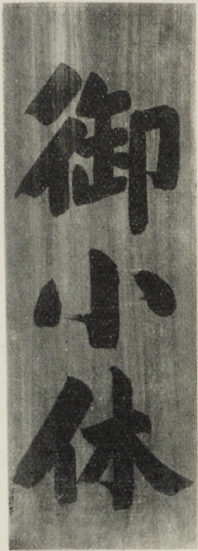
右建物の現状を見るに御座所たりし八疊の座敷は、建築の方角を變じ東向きとなるも、略舊狀を遺存す。即上段間の形をなし鞘間椽を繞らし、庭園に對せり。脇床の敷込に遠棚が撤せられある事椽の敷板が堅敷なりしを横敷に變更せる事、廂を附加せる事、鉢前濡椽を附加せる事、次の間との間の欄間天井釘



書達賜下御札建所休小御及紙包金賜下御 圖六十六第

隠等に變更ある事等多少の舊狀變更は免れざるも、その大體をよく遺存せるは喜ぶべし。次の間は十疊なりしを六疊とし半を残すに過ぎず。御通輦當日の御模様を顧るに、是日早旦岡山縣和氣郡三石の行在所を御發輦、午前七時早くも兵庫縣管内に入御あり。山陽街道を東へ風輦を進め給ひ、梨ヶ原御小休所馬路御野立所を経て午前九時御馬車にて當御小休所に著御遊ばされたり。炎暑の候、加ふるに三石より此處に到る路凡三里九丁、その間險路多く御行旅の御難儀少からざるに拘らず、御機嫌麗しく御座所より東方數町の所に横はれる千種川の作れる溪谷沃野を御眺望遊され、豫て調ふる所の函館産氷によりて涼をとりに給へりと承はる。「西巡日乗」に「岡山縣官道、層巒疊

嶂の間に在りて迂曲縈廻す。暑威殊に甚しきを覺ゆ。播磨に至るに及んで漸く山舒び川開き彌望平蕪綠野、胸襟始て豁如とあり。宸憩十分餘、此の間赤穂郡鹽



圖七十六第 札建所休小御

田同業會より赤穂産精製鹽貳箱を天覽に供せしが、その一箱を御留置に相成、同業會頭中田八十八に金一封御下賜の御沙汰ありき。九時三十八分御乘

馬にて御發、十町餘にして千種川堤防に達せられ、設くる所の船橋を御徒歩にて御渡りあり、川向より再び御馬車を召し御進發あらせられたり。

當時の御使用品中現存せるものは當日御下賜相成りし金一封の包紙後日御下賜に相成れる御小休建札(整一尺九寸八分 幅六寸九分 厚八分)、御卓子並びに御座所に敷ける木綿白布等に於て、共に戸主として聖駕をその邸に迎へ奉るの光榮に浴せし柳原逸郎の現に謹藏する所となす。内御卓子は記念碑建設に際し、その臺座中に納め御駐蹕を記念する縁とせりと云ふ。尙右二品御下賜に關する達書以下關係公文書數通あり。

赤穂郡
内達書は左の如し。

一九六

巡第六八七號

播磨國赤穂郡東有年村

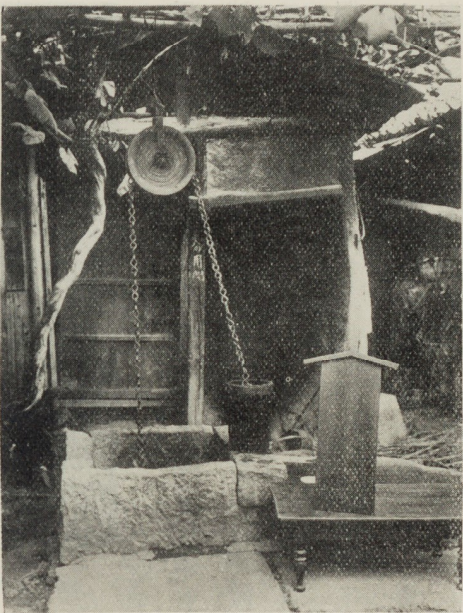
柳原逸郎

今般御通輩之際設置相成候御
小休所建札一枚下賜相成候條
鄭重保存スヘシ
右相達候事

明治十八年八月廿二日

兵庫縣令

内海忠勝團



第六十八圖
明治天皇東有年御小休所御膳
井水(龜谷宅内)及び水質試驗札

御膳水は龜谷彌太郎(現戸主龜谷甚吉)方の井水を御使用ありき。今同家に左の如き試験合格證を保存す。

第十八號

上等水

兵庫縣御用掛

長谷基一

明治十八年八月二日試驗

(註) 當御小休所に就ては柳原逸郎氏手記「思ひ出の記」昭和九年八月記に詳細なる叙述あり。左にその一部を抄録す。

有年村御小休所ニ於ケル準備ハ、表道路ヨリ表門ニ至ル四間幅ノ道ヲ門前ニテ御馬車ノ方向轉換ニ便ナラシムル爲メ用水堀ヲ填メ、轍ノメリ込マサル様山土ヲ盛り、路面ヲ撞キ固メ、葭葺ノ大屋根ヲ葺キ替へ、供用各室ノ疊十九疊ノ表替壁ノ塗り替及ヒ庭園ノ手入ヲナシ、玄關ヨリ御座所へ、御通路ニハ白布ヲ敷キ、御座所ノ東庭ニ設ケ、玉座ハ南面シテ御卓二脚ヲ御前ト御右側ニ据へ、玉座ノ御敷物ト御テーブル掛ケ、御椅子(折疊式金ニテ七寶型ノ象嵌入り)、銀製御煙草用器具、銀製御用御手水鉢ハ前日宮内省先發官携帶ノ上備付ラレタリ。家屋各室ハ郡内素封家ヨリ借受ケタル金屏風ヲ建テ、供奉官休憩ノ各室ニハ奉迎事務所ニテ新調ノテーブル、椅子ヲ備付ケ、玉座ノ次室十疊ハ徳大寺侍從長ノ座ヲ設ケ、表上ノ八疊ニハ伊藤伯爵以下勅任官、玄關ノ次ギ八疊ニ奏任官、次室ヲ判任官ノ休息所トナス。(中略) 十七日午後赤穂鹽田同業會ヨリ叡覽ニ供スベキ燒鹽貳兩ヲ搬入ス。(天覽ニ供スル燒鹽

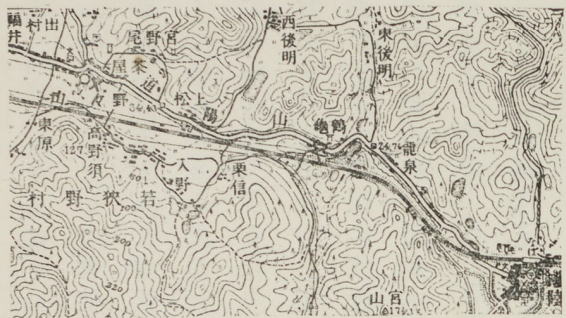
明治天皇東有年御小休所

一九七

ハ約二尺ニ一尺三四寸長方角深サ五寸計リ、高足附桐函ニテ一函ニハ花形ニ固メタル美事ナル焼鹽一函ニハ雪白粉末ノ燒鹽ヲ納メ、兵庫縣播磨國赤穂鹽田同業會會頭中田八十八下記セル紙ヲ附ケアリタリ。八日即チ入御當日ハ表門ヨリノ出入ヲ禁シ、總テノ出入ハ西ノ露路門ヨリスルコト、セリ。未明ヨリ各役割ヲ持テ奉迎委員ハ部下使用人ヲ率キテ一同羽織袴ノ禮裝ニテ來邸、(其頃ノ田舎ニハ洋服姿ヲ見ルコト稀ニシテ洋裝禮服所持者等ハ殆ンドナシ)。早朝函館氷數十貫ヲ搬入ス。(當時ノ日本ニハ機械氷製造所ナク氷ハ北海道函館五稜郭ニテ冬期結氷セシメタル天然氷ヲ汽船ニテ神戸港ニ運ヒタルモノ)。諸般ノ準備全ク整ヒ、廳テ時刻トナルヤ、九時三十分頃着御アラセラル。掛リ員ハ氷ヲ運ブ者曰ク何、曰ク何、ト夫レ夫レ受持ノ任務ニ服ス。家主逸郎ハ羽織袴ノ禮裝ニテ池田兵庫縣書記官ニ伴ハレ、伊藤伯爵以下勅任官御休憩ノ室ニ進ミ、段紙ニ包裝シタル御下賜金貳拾圓也ヲ恭シク拜受セリ。着御ヨリ御發聲迄ノ間ハ各人自己ノ立場ヲ守リテ他ヲ顧ルノ暇ナク氷ヲ供御ニ供セシモノナルヤ否誰等カ供奉員ニ氷ヲ如何ニシテ供セシヤヲ知ラズ。後ニ至リ天覽ヲ賜リタル赤穂燒鹽一函ハ御嘉納ノ榮ヲ得タルヲ知レリ。

明治天皇入野御小休所

〔圖版第七十八―第七十九〕



圖九十六第

明治天皇入野御小休所及同御小休所御建物現存位置附近地圖
(陸地測量部五萬分一地圖)

赤穂郡若狹野村入野字入鹿淵千百三十二番地の壹(通稱鶴龜)にあり。山陽線那波驛より西方約二十町の地點に當る。

明治十八年八月八日、山口・廣島・岡山三縣御巡幸より御歸還の際御小休あらせられし處にして、御座所たりし赤穂警察入野分署の建物は、後移建せられたるにより、畑反別貳畝貳拾九歩の矩形の地域を區劃し、其の中央に記念碑を建て、周圍に生垣を繞し、聖蹟の保存顯彰を講ぜり。

記念碑は大正十三年十一月、縣費補助をうけ若狹野村が建設する所にして、高さ約十六尺、左の碑文を鐫る。